

平成28年6月15日(水曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	坂本あや	2番	濱村博	3番	藤本岩義
4番	山崎正男	5番	澳本哲也	6番	宮川徳光
7番	小永正裕	8番	中島一郎	9番	宮地葉子
10番	森治史	11番	池内弘道	12番	浅野修一
13番	小松孝年	14番	矢野昭三		

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	松田春喜
総務課長	森田貞男	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	川村一秋	住民課長	藤本浩之
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	宮地丈夫
まちづくり課長	金子伸	産業推進室長	門田政史
地域住民課長	矢野雅彦	海洋森林課長	尾崎憲二
建設課長	今西文明	会計管理者	小橋智恵美
教育長	坂本勝	教育次長	畦地和也

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 小橋和彦

書記 都築智美

議 事 日 程 第 3 号

平成28年6月15日 9時00分 開議

日程第1 一般質問

議 事 の 経 過

平成 28 年 6 月 15 日
午前 9 時 00 分 開会

議長 (矢野昭三君)

おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従い会議を進めますので、よろしくお願い致します。

教育次長から発言を求められております。

これを許します。

教育次長。

教育次長 (畦地和也君)

おはようございます。

昨日の藤本議員の再質問の中で、現在、編さんをして完成予定の町史のサイズについてのご質問がございました。

私の方から、A4 サイズで計画をしておりますというふうにご答弁を申し上げましたけれども、正しくは B5 サイズでの予定ということになってございます。私の認識違いでございまして、大変ご迷惑を掛けました。訂正をしておわびをしたいと思います。

なお、B5 サイズにつきましては、先に完成をしました大方町史よりも大きいサイズとなっております。

以上でございます。

議長 (矢野昭三君)

これで教育次長の発言を終わります。

(議場から何事か発言あり)

暫時休憩します。

休 憩 9 時 01 分

再 開 9 時 03 分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第 1、一般質問を行います。

順次発言を許します。

質問者、中島一郎君。

8 番 (中島一郎君)

おはようございます。

平成 28 年 6 月議会定例議会、一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願い致します。

第 1 番目に、林業の振興についてでございます。

黒潮町の全体面積は 188.46 平方キロメートルとなっておりますが、そのうち林野面積が 147.11 平方キロメートルを示しております。これは全体面積の 78 パーセントに当たります。また、そのうち人工林面積は 88 平方キロメートルで、林野面積の 60 パーセントを示しておられます。これから見ても、林業の整備の重要性が見られるわけでございます。

近年は森林の経済的な価値にとまらず、水源涵養（かんよう）や緑の保全など、広域的な機能、住民の憩いの場としても重要視されており、本庁でも自然と親しむ森づくりを目指しているところではありますが、林業の振興と、その整備は必要不可欠な行政課題となっています。

高知県の全体状況を見てみると、林業の総生産額は、昭和55年のピーク時には344億円あったものが、平成25年には73億円まで減少しており、その主たる要因は長期に及ぶ木材価格の低迷や需要構造の変化によるものであり、このことが林業従事者の意欲を低下させて、山林の荒廃に結び付き、現実化された課題となってきました。

黒潮では、平成28年度当初予算において、幡多森林組合の経営基盤の強化のために704万4,000円の増資を行い、出資合計額は1,000万円に達しました。これをはじめとして、森林整備地域活動支援交付金や農林事業補助金などの森林整備等、地域林業総合支援事業や木材加工流通施設等整備事業による森林組合や民間事業所の支援など、多岐にわたって予算措置をして事業推進を図っているところでもあります。

まず初めに、林業の現況把握と振興策に対してどのようにとらえているのかをお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

おはようございます。

それでは通告書に基づき、中島議員の1、林業の振興についてのカッコ1、黒潮町の林業の現況把握と振興策についてお答えします。

黒潮町の現状ですが、中島議員が今言われました数値と私どもがとらえてる数値が少し異なりますが、町の森林面積は1万4,750ヘクタールで、黒潮町の総面積の82.9パーセントを占めています。こういうふうに林業振興の環境にありながら、その効果を見いだせないのが現状です。

その要因としましては、人工林は伐採期を迎えている山林が増えていますが、保有面積が大きな林家が少なく、また、長期の木材価格の低迷により、林業事業者として専門的に経営が成り立たないため後継者不足になり、農業経営の中に林業が抱合されている現状にあります。

また、大型製材工場や木質バイオマス発電施設の稼働により原木生産に脚光が当たり始めたことは林業関係者としては期待をしているところですが、こちらも木材価格の低迷により、黒潮町の基幹事業者であります幡東森林組合も依然厳しい状況が続いているところです。

町内の林家も、高齢化と併せ木材価格の低迷をしているため、独自で山林の維持管理をすることが困難となっています。

しかし、町内の森林所有者からは、森林の持つ公益的機能を大切にし、再生エネルギーとして活用できる仕組づくりを作ることにより、山林の価値を高め、後世へつなげたいという意見を耳にします。山林の荒廃による保水力が低下し、森林の持つ多様な公的機能が重要視されているこんにち、黒潮町唯一の施業地帯であります幡東森林組合の経営体質の強化を図ることなど、さまざまな角度から林業に対する積極的な施策が現在望まれています。

このような中、黒潮町としては幡東森林組合に対して、平成28年度当初予算でお認めをいただきました新庁舎ならびに佐賀保育所施設への町産材を使用するための町有林利用促進事業の委託や、出資金の増額を行っているところです。

また、平成25年度から3カ年間、四国コカ・コーラボトリング様と実施をしてきました協働の森事業についても、新たなパートナーになっていただける事業者様を、黒潮町出身の方のお力も借りながら多方面の方々に

働き掛けをしているところです。

今後も、林道や作業道の地盤整備、および造林事業や高性能林業機械の導入経費などの助成を引き続き実施し、森林の維持管理を行い、抽象的ではありますが、循環型社会における木材の利用拡大、ならびに森林が持つ公益的機能や自然環境を保つことが集落の維持および活性化につながるよう、林業振興に取り組んでいきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

どうも失礼しました。私の、ちょっと調べたのが古かったかも分かりません。まあ、全体面積の 82 パーセントを人工林が占めているということでございました。

総合的な事業の取り組みというのは、今、回答いただいたわけでございますけれども、これからはちょっと 2 番目の方へ移らせていただいて、掘り下げて質問をさせていただきます。

林業の推進においては、森林計画に基づく計画的な森林施業を推進するために、高性能林業機械等の整備による作業の効率化と安定供給体制を確立して、原木生産への拡大にも努めているところでありますが。これからの課題で取り組まなければならないのは、中核的担い手である森林組合等、林業事業体の経営安定を図るための支援などとともに、森林消費者でもある自伐林業者等育成に努め、中山間地域における林業の担い手支援をどのように盛り込み推進していくのか。このことへの積極的な取り組みが問われているところであります。

私は、平成 27 年度の議会の一般質問においては、水産業、農業、商工業の振興について質問をしたところでありますが、それぞれにおいて担い手支援については一定の時間と財源措置を必要と致しますが、黒潮として特色と魅力ある施策を打つべきではないかと繰り返し要請をしてきたところであります。

このことに対するとらえ方についてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは通告書に基づき、林業振興についてのカッコ 2、中山間地域における林業の担い手支援の対策についてお答えをします。

森林の手入れは、約半世紀前からの外材の輸入自由化により国産材の価格低下を招き、山主の山離れによる森林所有者が行う自伐から、森林組合や山林事業者等に頼る施業委託型が主流になっています。

このような中、山林管理を森林組合に委託せず、所有者や地域住民で行う自伐型林業が、近年、全国的に注目をされています。

高知県では、昨年 1 月に組織されました高知県小規模林業推進協議会に約 300 人の方が参加され、8 市町村の 19 事業体が活動をしています。

高岡郡佐川町では、先駆的な自治体の一つでありまして、平成 26 年度から地域おこし協力隊を採用し、町有林等を活用して林業家の育成に取り組んでいます。この取り組みについては NHK をはじめマスコミ等でも取り上げられ、高知新聞の特集記事では、昨年度、10 人の隊員が出荷した木材の総額は約 80 立方メートルで、売り上げが約 50 万円ということでした。

また、山を所有しない方が自伐型林業に取り組むには、事業の糧となる、広大で良質材のある山林の確保が必要で、自伐型林業だけで生計を立てるのは困難であることから、隊員の方からは、しっかりした副業を持た

ないと自伐型林業の将来像は描けないとも言われています。

かつては、黒潮町でも森林所有者による自伐や山林事業者がおられました。木材価格の低下による事業経営が厳しく、皆無の状態となっています。

以降、黒潮町としては林業事業の核となる幡東森林組合の育成、強化を行うことで効率的な森林整備を行うと考え、各事業に取り組んでいるところです。

自伐林業者の育成や中間地域における林業の担い手支援については、林業機械等のレンタル事業や緊急間伐支援事業などの補助事業がありますが、林業をなりわいとして生活をしていくだけの収入が得られないということもあり、自伐林家の支援対策が十分できていないのが現状です。

この後の質問にも関連してきますが、中山間地域における林業の担い手対策として森林組合が行っています。林業従事者雇用対策事業、通称緑の雇用事業により、林業の担い手確保を支援していきたいと考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

今、課長の答弁の言われることも、もうごもっともなことが出まして、まあ自伐林事業所だけでは生計ができないということは私も認識をしております。そういう反面、幡東森林組合の助成や協力によって担い手支援を確保していきたいという答弁でございました。

それとともにですね、平成 27 年度版の黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略に入らしていただきたいわけですが。

その中に、就業支援および担い手づくりの中では、木材バイオマスの有効利用を図るため伐採木材を薪にして、新たな販売事業の展開により林業の活性化を図ると。また、林業後継者の育成を図り、新規就業者の確保に努め、森林整備を担う利用事業主体の緑の雇用事業の研修地として、町有林を提供して新規林業者の技術向上を図るとともに、就業後の定着につなげる事業に対して支援する仕組みを検討すると記載されています。これは先ほど、緑の雇用について課長から一応答弁がありました。

また、この総合戦略の重要業績評価指数、KPI による新規林業事業者数は、平成 31 年までに 10 人以上。これは平成 26 年の実績が 2 人となっています。ここで申し上げたいのは、目標を高く設定することは良いことだと思いますが、現状から推測するとですね、平成 27 年、28 年において、現在のところ対象者はいないのではないかと思うところです。この総合戦略の計画期間は平成 27 年度から平成 31 年の 5 カ年でありますので、残り 3 カ年で 10 人を確保するということは非常に困難な状況ではないかと思っております。施策の進捗よくなどに状況変化があった場合には、必要に応じて数値を見直すということになってはいますが、目標達成への努力は必要不可欠なものであり、頭から達成できない場合は数値を下げることで何ら実績は残らず、計画そのものの信ぴょう性が問われます。

このことを真摯（しんし）に受け止めて、町や関連団体、これは森林組合等になるわけですが、協力体制の下、目標達成への積極姿勢を見せていただきたいわけですが、町はどのようにそのあたりを考えているのか、お聞き致します。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは通告書に基づき、中島議員の林業振興についてのカッコ 3、黒潮町まち・ひと・しごと総合戦略に

おける就業支援および担い手づくりへの数値目標の達成への方策についてお答えをします。

黒潮町総合戦略では、林業分野の基本的な方向として、設備投資への助成や地域林業を担う後継者育成を図り、林業面積の割合が高い本町内の豊かな森林資源の最大限の活用を目指すとしています。

林業における就業支援および担い手づくりとして、新規林業従事者数を平成31年度までに10人以上育成すると目標を掲げています。議員が言われましたように、この10人という目標は相当ハードルが高い人数ですが、再度この部分につきましては本年度精査をして見直しを図ることも検討をしていますが、10人以上を育成したいと。この目標は現在、そのつもりで取り組んでいるところです。

その目標達成のための方策としましては、県内では近年、木質バイオマスエネルギー発電所や大型製材所の稼働、ならびにCLT工法建築の普及など、少しずつではありますが木材需要の高まりが増してきています。

黒潮町では昨年度より、ふるさと納税を活用しました木質バイオマス資源活用事業、通称まき事業ですが、これを展開することにより、伐採木材の有効活用を促進し林業の活性化を図ることを、幡東森林組合と民間事業者がタイアップをして取り組んでいます。この事業を支援をすることにより、雇用の創出を検討をしています。

また、新規就業者の確保を図るため、黒潮町の森林整備の中核を担う幡東森林組合による林業従事者雇用対策事業、これを活用し、現在、幡多郡内の緑の雇用の対象者を募集をしていますが、幡東森林組合は、こちらを、県外での就労支援のそちらの窓口、こちらの方にも参加をしていくと。そういう形で、幅広く窓口を広げて従事者を確保したいと。

そしてその後、就労後の定着につなげる仕組みづくりを、また助成を行いながら担い手づくりに取り組んでいきたいと、そういうふうを考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

幡東森林組合を中心として、そういう担い手支援等に取り組むという答弁がありました。

ここで私が提案したいのは、先ほども課長の方から緑の雇用の取り組みについて答弁がありましたが、この緑の雇用事業は林野庁管轄の事業となっております。

大きく2つに分かれていまして、1つに、緑の青年就業準備給付金事業。これは林業への就業に向けて、林業大学校において必要な知識の習得を行い、将来的に林業経営の担い手としての有望な人材の育成への給付金の給付。2つ目として、緑の雇用現場技能者育成対策事業。これは、作業実態等を理解するためのトライアル雇用や基本的な知識、技能等を習得するため、3年間の研修等に必要な経費の助成をすることになっています。この事業では、研修生一人当たり月額9万円の助成給付、および、その他研修に対する事業等も対象とされています。

研修生月額9万円の給付については、ここで要望したいのは、課長の方からも若干その説明がありましたけれども、農業や漁業の新規就業者支援策として、県と黒潮との助成金によって、期間は異なりますが月額15万円の給付がされています。同様の支援策を林業の分野においても取り上げていけないかと。担い手の確保は困難性を極めていることが推測されます。

ちなみに県下の市町村を調べてみると、大豊町では林業の担い手育成対策として、緑の雇用事業に上乘せした補助金月額9万円を上限として、平成28年度当初予算に7名を計上しているようです。大豊町の基幹産業は林業であるかもしれませんが、やはり町の取り組む姿勢がここに見えてきます。

また、これには町森林組合との連携の下、町内の林業の体制強化を図ることに時間も必要とされますが、ぜひ黒潮町においても、新たな施策を打って目標達成を目指すべきではないかと思うところではありますが、このあたりはどのようにお考えでしょうか。

議長（矢野昭三君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（尾崎憲二君）

それでは再質問にお答えします。

議員が言われました緑の雇用事業と、また、農業ならびに水産業の就労支援事業、この助成差があります。

この部分につきまして、町としましてはこの差を同額程度に埋めていきたいと。そして、雇用事業者の負担を軽減することによって新たな雇用も発生さし、そしてまた事業を展開していきたいと。それを考えています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

そのことについては、これから検討していくということで理解をしておきます。

それではまたご質問をさせていただきます。

高知県では林業を魅力ある職場として、次世代確保を目的として県立林業学校が昨年度開校され、平成 28 年度も県内外から、2 期生 20 人が 1 年間かけてですね、チェーンソー操作や間伐材実習などの実質的な基礎技術を習得して、木材の安定供給や作業現場の人材育成につながっていくことが期待をされています。

課長の方からもありましたが、佐川町では山林管理を森林組合などに委託せず、所有者や地域住民で行う自伐型林業に 2013 年から取り組み、伐採や搬出技術等を学び林業家を目指しており、役場にもその専任の担当者も配置しているようでございます。

3 月に町長から提出された、平成 28 年度当初予算編成及び概要の中には、平成 28 年度に 1 月に公表した、まち・ひと・しごと創生総合戦略を具体化し、政策をつくり上げていく年になります。そのためには、補正予算での新規事業の計上も想定していますと記述をされています。これを実行してこそ数値目標の達成となり、このことが専門家としての担い手の確保へ結び付き、林業の振興や地域の活性化と導いていくのではないかと思うところではありますが。

このことに対して、今日は町長は欠席でございますので、よければ副町長の見解をお聞き致します。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

中島議員の質問にお答えを致します。

確かに、まち・ひと・しごと総合戦略の中にですね、新規就農、林業についても計画をしております。

ありましたような給付事業で就農を求めていくということも大事だというふうに思っております。まず就農をしていただいてですね、それから後、所得が安定しないと、また離れるという状況にもなるかと思っております。そうするとやっぱり、木材価格の安定というところが一番じゃないかというふうにも思っております。そのあたりは施業計画、間伐などの施業計画が一番じゃないかというふうに思いますんで、そのあたりを森林組合と協議をしながら、施業を進めるということをお大事にしながらですね、進めていきたいというふうに思っています。

ます。

地方総合戦略の中では作業部会がごございますので、その中で所得の向上なども含めて検討をしていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

どうもありがとうございました。

即効性の解決はないかと思いますが、時間をかけて関係機関等との協議を重ねていただきたいと思います。

それでは第 2 のですね、土佐西南大規模公園の区域除外と防災避難施設等について質問を致します。

県内最大級の都市公園として、昭和 47 年に都市公園の決定により、四万十市、黒潮町に、四万十地区、大方地区、佐賀地区の 3 地区への公園整備が計画に基づき実施をされてきました。

大方地区では、平成 28 年から 29 年にかけて関係団体等の積極的な要望活動によって、多目的グラウンドの人工芝整備やグラウンド整備の拡張の計画もあり、同一施設内に 4 面の芝生グラウンドが整備されることは四国で最大級となることから、今後のスポーツ大会や合同合宿の誘致活動によって地域の活性化につながることを期待しているところであります。

しかしながら、土佐西南大規模公園は都市計画決定後 40 年以上が経過しており、社会経済情勢の変化に伴い、当初計画の公園全体面積 435 ヘクタールに対して供用面積は 82.66 ヘクタールで、供用率はわずかに 19 パーセントとなっています。これを佐賀地区に置き換えた場合には、全体計画 51.2 ヘクタールで供用面積 10.58 ヘクタールの供用率 20.7 パーセントになっており、同じく長年にわたり事業に着手されていない区域面積が大半を示しています。

このことを踏まえて、高知県幡多土木事務所では、未着手区域においては公園整備の必要性を検証して、必要性の低い個所については公園区域から除外することの公園区域の見直し作業に入り、平成 28 年 2 月ごろには地元説明会を予定しているとの話もありました。いまだ説明会の開催はされていませんが、開催時期はいつごろになるのか。また、町として公園区域の除外についてどのようなとらえ方をしているのか。

まず、この 2 点について質問致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の 2 番、土佐西南大規模公園の区域除外と防災避難施設等についてのご質問のうち、カッコ 1、公園区域の見直しのその後の経過についてのご質問にお答え致します。

ご質問の、土佐西南大規模公園の公園区域の見直しにつきましては、将来的な土地の利用や町の意向も踏まえながら検証を進めていく、と高知県から方向性が示されたところでありましたが、先日、県と町が協議を行い、本町と致しましては、地元関係者と十分協議を行った上で区域の見直し作業を進めていただきたい旨の要望を行ったところであります。

県からは地元関係者に対し説明会を開催し、合意形成を図った上で手続きを進めることの確認が取れたところでございます。

従いまして、今後は見直区域の選定につきまして県と調整を図りながら、地元説明会を経て見直し作業が進むこととなります。

後段にご質問いただきました開催時期でございますけれども、今申し上げましたように、先日その協議が行ったばかりでございます、まだその開催時期というのはまだ決まっていない状況でございます。

また、町のとらえ方でございますけれども、その供用開始になる可能性の低い所。そういった所は、先ほども申し上げました地元との協議を行いながら、その見直しについて検討してまいる必要があると考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

西南大規模公園は事業主体が県でありますので、町としてもなかなかこう、間にはかさって、いろいろな協議せないかん事項があると思いますけれども、やはりこういうことはですね、スピード感を持って取り組んでいただきたいと思っているわけです。まあ開催時期はまだ分かってないということですけど、できるだけ早くお願いを致します。

そしたら2番に入りますが、カッコ2に入らさせていただきます。

これからはですね、佐賀地区の東公園区域周辺を重点に質問を致しますが、なぜこのことについて町民の皆さんが関心を持たれているかという、先般の熊本地震では、まあ皆さんご存じのように4月14日の前震で震度7、同じく、16日の本震で再び震度7を記録しました。同じ場所で震度7を2回も繰り返し、熊本、大分両県では甚大な被害が発生し、被災地では避難生活が長期化することによって、さまざまな生活の課題も見えてきました。

地震発生時には特に深刻な課題として、土砂崩れによる道路や鉄道の寸断によって、水や食料などの必需品を含む物資の不足や供給の遅れなどへの早期対応が必要とされています。

また、交通網の復旧などが進まないことと、多くの民家の倒壊や危険性も解消されず、帰宅困難状態が長期化して、1カ月が経過しても約1万人以上の方が避難生活を送り、昨日のニュースでは、2カ月がたっても6,200人の方が避難生活を送っている状況が続いております。

このことを教訓として、今後30年のうち70パーセント以上の確率で発生するといわれる南海トラフ地震への対応の一つとして、この公園区域の除外が実施された場合に、この周辺全体の立地条件から防災避難施設等の整備ができないかということでもあります。

既に県が買収している用地については町が払い下げ申請を実行し、また、その他の必要とされる用地については町が買収して、工事の施工において残土を必要とするならば、高規格道路関連工事等で発生する残土の利用により、できるだけ経費を掛けずに一定の土地を確保する利用計画を立てるべきではないかと思うところです。

そして2月23日にはですね、佐賀中学校の体育館において、佐賀地域を対象とした避難場所運営マニュアルの概要について説明会が開催されましたが、そのときに、大規模災害時における避難所運営を想定した、佐賀伊与喜地区の避難所は伊与喜小学校ということで、避難直後の困難性を未然に防ぐための報告がされました。しかしながら、熊本地震から想定した場合、避難経路が長距離で時間を必要とすることから、伊与喜小学校で避難所としての万全な運営や救援活動が可能かどうか疑問を持つところでもあります。

例えば、問題一つを取りましても、伊与喜小学校のエリア内のスペースを見てみると、対象地区の人口、これは伊与喜校下の不破原地区から佐賀校下の大半となっております。私が積算してみると、約2,300名に対して、居住スペースは校舎や体育館を利用した場合、校舎利用で136名、体育館利用で168名の、合計304名と

なっております。この場合の一人当たりの居住スペースは、畳1枚ぐらいですので2平米で計算をされています。

南海トラフ地震のような広範囲的な大規模な災害が発生した場合には、町や公的機関は人命最優先の対応に迫られ、避難所の運営は避難してきた一人一人の助け合いと協調精神で運営していかなければなりません。あらゆる角度から、そうした場合に伊与喜小学校での対応は困難ではないかと推測をされます。

このようなことから、東公園周辺の土地利用をした防災避難施設を計画をするべきではないかと、私は思っております。

このあたりの考え方につきましてお聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

産業推進室長。

産業推進室長（門田政史君）

それでは通告書に基づきまして、中島議員の2番、土佐西南大規模公園の区域除外と防災避難施設等についてのご質問のうち、カッコ2番、公園区域からの除外が実施された場合の周辺地域を利用した防災避難施設等の整備計画についてのご質問に、まずお答えを致します。

議員ご提案のとおり、限られた用地を有効利用することは大変有益なことと考えております。しかしながら、先にカッコ1でお答え致しましたように、公園区域の見直しにつきましてははまだ作業が始まったばかりでございまして、ご提案の防災避難施設等の整備計画につきましては、今後、公園区域の見直し作業の進捗よくと防災に関する全体計画の整合性を図り、総合的に検討してまいりたいと考えております。

後段にご質問をいただきました避難所運営マニュアル、特に伊与喜小学校の件につきましては、担当課長にまた説明をさせていただきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、中島議員のご質問の中で避難所運営マニュアル、伊与喜小学校をモデルとしたマニュアルを含む今後の避難所運営に関するご質問についてお答えしたいと思います。

現在の地域防災計画の中で、伊与喜小学校の収容人数というのがですね、まず屋内として702名、そして、屋外としては1万3人というふうな数値で把握しております。屋外が1万人超しておるのはですね、一人当たりの面積が1平米でございますので、これ緊急的な避難という数字になっていると思いますけれど。

いずれにしても、避難所として南海トラフのL2の地震が起こった場合にですね、収容人員としては伊与喜小学校だけではやはり不十分だろうと思っております。ただ、その振り分け。伊与喜小学校以外の所で、あるいは幡東森林組合とか、かしま荘とか、そういうような所に振り分けざるを得ない状況でございます。

今のところ、地域防災計画の中の全体的な収容人数としては避難者数に対して一応収容できる、数字上はなっておりますけれど、議員おっしゃるように、よりきめ細かい避難所の配置計画。こういうものは今後、全体的なマニュアルを作成する中で詰めていかなければならないのではないかというふうに考えております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8番（中島一郎君）

情報防災課長から、まあ数字上においてはクリアをしているということでお話がありました。

かしま荘の方はですね、多分横浜地区とか馬地地区が利用すると思いますが、若干考え方が違うかも分かり

ませんが、明神、浜町、会所、そこらの方は、あの裏山へ向いて避難をされます。だから避難された場合、短時間で1つ山を越えればですね、今回の公園区域の除外区域辺りに避難できますので。立派な施設を造れというわけではありません。中間的なそういう施設を造っておけば、その地震対策において非常に有意義なものができるのではないかと思うところです。

県においても今回、この熊本地震を据え置いてですね、県知事の方はいろいろなことの見直しをするということは所信表明でされております。ぜひいろんな部分に対応されてですね、この公園の除外についてもスピード感を持ってやっていただきたい。時を逃すとできなくなってくるので。

昨日の藤本議員の震災対策についてご質問の中でも、仮設住宅の位置を想定した土地の確保や、これから佐賀支所の高台への用地確保。まあこれは副町長がなかなか、高台への用地確保が難しいという答弁がありました。こういうものも含んでですね、総体的なものの考え方を持っていけば、何かこう、そこにいろんなことが解消できるのではないかと思ってるわけです。

ぜひですね、このことを肝に銘じまして。大きいものを造れというがではありません。いろいろとその谷々を埋めて造っていけば、土地の有効利用できてくると思いますので。このことが佐賀地域の生活基盤の充実や産業振興を目指した方策を立てることになりますので、町民の皆さんが安全で安心できる暮らしに一步でも近づける方向性を見いだしてほしいというのが私の考えでございますので、ひとつその点をよろしくお願い致します。

それでは続きまして、3番の佐賀パイロット地区の埋め立てについてでございます。

この埋め立て地は、先ほど質問致しました土佐西南大規模公園の東地区の上段に位置しており、関連した質問になりますが、その点よろしくお願いを致します。

昭和43年ごろに、佐賀町では高知県が主体となって経営開拓パイロット事業、これはミカンの栽培を主にしたものでございます。それを取り入れて、長期にわたり計画的な造成工事が実施されたと記憶をしているところであります。

この用地の一部を佐賀町が保有し、現在は黒潮町の公有財産として管理されているところでありますが、そのパイロット地区用地の一部では、町内の一般廃棄物最終処分場として長年にわたり利用してきましたが、平成22年4月には、2カ月に及ぶ地下水の水質項目調査やガス流量等構内温度モニタリング調査を行い、その調査結果に基づいて県知事に最終処分場廃止の届けを提出して承認をいただき、その後、町、国土交通省との協議を重ねることにより、パイロット地区への高規格道路工事による残土処理場としての埋め立てが開始されました。

5月上旬に現地を見てみると、埋め立て工事も進ちょくし、完了に近づいているのではないかと感じたところでありますが、まずは、完成後におけるこの土地利用計画はあるのかどうか。

お聞きを致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、佐賀パイロット地区の埋め立てに関する土地利用についてのご質問にお答えします。

先ほど議員から指摘のありましたパイロット地区は、旧佐賀町が一般廃棄物最終処分場として昭和56年9月から埋め立て処分を開始し、平成14年度に幡多クリーンセンターが操業開始されるまでの間、運用がされてきました。そして、先ほどもありましたように、平成22年4月1日に高知県知事から一般廃棄物の最終処理場

の廃止のご確認をいただいております。その後、国土交通省と協定を結び、当該地区は高規格道路事業、片坂バイパス工事の残土処理場として利用しております。

現在のところ、この利用計画の計画盛り土は約 50 万立米でありまして、平成 27 年度末の現在、約 20 万立米が処理されております。残り 30 万立米につきましては、今後、拳ノ川から佐賀間の工事の進ちょくに合わせ、計画盛り土に達成し完了する見込みであります。

完了後の面積は、東西に 150 メートル、南北に約 180 メートル、面積にして 2.5 ヘクタール程度を予定しております。

議員から質問のありました完成後の土地利用につきましては、現在のところ策定しておりません。今後、町民の皆さまのご意見を聞きながら検討してまいります。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

現在のところ、完成後における土地利用の計画はしてないということで、今からということですが。

もう一度私は、先ほど質問致しました公園区域外用地の上段に維持しているわけですが、当初も大体同じぐらいに、2 万 5,000 平方メートル程度の用地が確保ができるということで、周辺の環境もあることを前提に、森林公園などへの利用との話もされていたところではありますが。先ほども質問したように、この埋立地や東公園区域の除外地を含めて、関連した周辺の整備を計画できないかということです。

例えば、これ考えてみますと、関連道によってその埋立地との連結の整備を図れば、大変こう用地買収に多少の経費は必要とされますが、この機会に、東公園の区域外用地と同様に両者を結びつけた形で全体的な計画を立てて、両者の土地の有効利用を図るべきではないかと思うところですが。

このことについて、まあ総合的なものの考え方ですのでなかなか答えにくいかもしれませんが、どのようなとらえ方をしているか。

ひとつお願いを致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは中島議員の 3、パイロット地区埋立地についてのカッコ 2 の質問にお答えします。

議員指摘のパイロット地区についてはですね、土佐西岸大規模公園の上段約 200 メートルから 300 メートルの位置にしております。

そして、その公園からアクセスする道路は現在ありませんが、盛り土に合わせ、当初 1 割 8 分のこう配で計画しておりましたが、そこでステップがなかったために、左右、いわゆる対岸への渡る道がないというところで計画変更していただきまして、中段に約 6 メートルの幅を取っております。それを利用すれば、左岸、あるいは右岸からのアクセスが可能となります。

そしてそのパイロット地区には、沿路に大きなうか作業道路がありまして、それを利用すれば、そこからの利用はできるだろうと考えております。それを想定して、現在、埋立地を行っております。

しかしながら、議員指摘の東公園グラウンド付近は、現時点では公園区域に指定されているため、その除外手続きをしなければなりません。現在その、先ほども答弁ありましたように、所要の手続きを行った後、今後の有効な土地利用について、土地計画、利用計画、あるいはマスタープラン等の中で、総合的に一刻も早く検討してまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

課長の方から前向きな姿勢で、公園の除外区域と、この埋立地を連携した総合的な計画を立てていくと。まあ検討していくということですので。検討しても、それだけで終わらないように。

これはちょっと余談なりますけど、県議会の2月議会の定例会ですね、一般質問の県政報告の中で下村議員がちょっと書いていたんですけど、町議になったころの執行部答弁では、前向きに対応すると言われ素直に喜んでいましたが、結果的には、何もやらないという別の回答であることを悟ったと。まあ、そのできるだけは別にして、やはり消極的な考え方でなしに積極的な考え方で、できないものはできないなり理由というもの、やはりそこらあたりに求めているようなことを書いておられました。これは、僕らはそういう気持ちにならないように、積極姿勢でひとつスピード感を持った取り組みをお願いしたいと思います。

それでは続きまして4番目の、窪川、佐賀道路（佐賀工区）の進ちよくと周辺対策事業について質問を致します。

この件については、昨年度の6月議会で一般質問をしたところですが、1年が経過致しましたので、再度、全体の進ちよく状況等について質問を致します。

昨年5月28日に、佐賀工区6.2平方キロメートルについての用地地権者との説明会が開催されて、その後、国土交通省においては用地買収に関する事務作業について高知県開発公社に委託し、順次用地買収を行っているところであります。

佐賀インター予定地では、家屋の移転8世帯をはじめ、農業用ハウス、優良農地、墓地移転などが該当となっております。担当者の皆さんの昼夜を問わない地権者との用地交渉の成果により、家屋移転も進行をしておられます。

全体の買収作業は順調に進んでいるのか。また、1年間が経過した中で新たな状況の変化はないのか。そして、平成28年度以降における当面の事業計画はどのようになっているのか。

このことについて質問を致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは通告に基づきまして、窪川、佐賀道路の進ちよくと周辺対策事業についてのカッコ1に関する質問にお答え致します。

一般国道56号佐賀窪川道路、佐賀工区6.2キロは平成24年度に事業化され、これまで各工区において事業説明、設計協議が終了しています。平成27年度には、拳ノ川地区および佐賀地区において、地権者のご協力とご理解の下、順調に用地買収が進み、拳ノ川工区では橋りょうの繰越工事ではありますが、各工事が始まっております。

佐賀地区の実績としまして、平成28年3月現在、用地で約5割の面積を取得しております。拳ノ川地区では、面積取得率約5割を取得しております。

また、上分地区では、これまで大変長い間心配掛けておりましたインターチェンジ周辺の方々との家屋移転の契約も整っており、将来を見越して整備していた白石団地への移転も進んでおり、現在、何軒かの家屋が建設中であります。

平成28年度は引き続き、拳ノ川、上分地区で用地買収を進めるとともに、その他の工区においても、工事用

道路や本線部分の各種調査と用地調査を進めることとなっております。

また工事については、拳ノ川地区では、先ほど言いました橋りょうの各工事の継続、そして上分地区においては、鉄道をまたぐ佐賀橋に着手する予定と聞いております。本年度から各工区とも精緻（せいち）な測量と調査、および設計、用地交渉が本格されております。それに伴い、地元調整や関連工事が開始されるなど、本格的に始動される年となります。事業進ちよく、推進のためには、事業主体のみならず、地元自治体の果たす役割も大きく、残土場処理計画場のあっせんや調整、用地交渉、その他関連工事の実施など、地権者や関係機関との協議など、多岐にわたる業務がございます。

町としましては、今後もできる限り地元の皆さんのご意見を伺いながら、事業の推進に努力していきたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

担当課にしても、一生懸命取り組んでいる姿がほんとうに見えてきます。これからもぜひ頑張って、この事業推進に当たっていただきたいと思います。

そしたら、カッコ 2 の周辺整備事業について質問をさせていただきます。

高規格道路の整備によって不利益を受ける地域の生活環境、産業基盤の改善を図り、用地取得や事業を円滑に進めることによって早期完成を目指すことを目的に、本線中心から 500 メートルを対象範囲として、県補助金、補助率 2 分の 1 の周辺事業が計画をされています。

この事業は、対象地域の要望を収集し、調整、合意の上、覚書の締結によって整備事業の開始となりますが、今回の対象地区は何地区であるか。

また、事業の開始等についてご質問を致します。

議長（矢野昭三君）

建設課長。

建設課長（今西文明君）

それでは 4 番のカッコ 2、周辺対策事業に関する質問にお答え致します。

質問のありました周辺対策事業につきましては、佐賀校区に該当しまして、上流から、拳ノ川、荷稻、小黒ノ川地区、そして熊井、上分の 5 地区が対象となっております。地区内の基盤整備等の要望を地元協議会を立ち上げて、その要望を現在受けております。

既に、荷稻、小黒ノ川、熊井地区の 3 地区においては、既に要望への回答を済ませており、地元対策協議会からの了承を得ております。

拳ノ川、上分の 2 地区につきましては、多岐にわたる要望内容をいただいております、現在整理しており、今後、国、県、町との 3 者による要望内容のすり合わせ協議を進め、事業主体の確認、整備ができるかできないか決定をする必要がございます。

最終的には、国、県、町の回答に地元協議会の了承を得た後、4 者による覚書調印となり、その覚書に基づき事業を進めていくこととなります。

本格的な周辺対策事業の実施に際しては、年次別の事業計画を策定し、順次実施しながら、その進ちよくに合わせて地元協議会との会議を開催するなど、調整が必要であります。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番 (中島一郎君)

明快な答弁をいただきましたので、カッコ 3 の方へ移らさせていただきます。

この事業は周辺整備事業。それからもう一つ、これからの質問の中で地域整備事業という言葉が出てきますので、そこの方、ちょっとこう分別した形でひとつお願いを致します。

合併して 10 年が経過致しましたが、佐賀町では、年度初めに各部落から提出された要望に対して要望個所の現地調査を実施し、地域整備事業として 1,000 万から 2,000 万円程度を予算化した中から、緊急性を伴うことを一つの条件に事業を行い、部落要望に応じて、各部落からも一定の評価をいただけてきました。

この地域整備事業は合併後も継続されて、大方地区 2,000 万円、佐賀地区 1,000 万円を予算化し、部落要望に対応しているところではありますが、年々各部落からの要望個所が増加しているのです。町では事業実施決定に至るまでには現地調査や事業の配分などの事務量も多くあることから、大変苦勞をされているのではないかと推測をしているところです。

このことを考えたときに、各地域においては事業採択の条件もいろいろとありますが、できるだけ今回の周辺整備事業で事業実施をしておけば、財源的にも助かり、結果として対象地区の部落要望は必然的に少なくなることから、その他の部落の要望個所へ事業費を配分することにつながり、事業実施が可能となるのではないかと思うところです。

該当する担当課としては、日常の業務が相当増加することにはなりますが、このことに対してきめ細かな配慮と事務処理、採択に努め、地域の整備を図るべきではないかと思っております。

このことについてどのようにお考えか、お聞きを致します。

議長 (矢野昭三君)

建設課長。

建設課長 (今西文明君)

それではまず通告に基づきまして、周辺整備事業の事務体制に関する質問にお答えします。

現在、その事務体制、事務局は建設課で担当しております。現在、専任の担当はおらず、兼務にて対応しているのが現状であります。

各地区から挙がってきた要望内容を確認しますと、先ほど言いましたような周辺整備事業に挙がるような事業、多岐にわたっているため、国、県、役場内の関係部署との調整を行い、現在、要望内容の整理をしているところです。

今後、事業が確定されるものにつきましてはそれぞれ所管する、例えば建設課であれば、河川、道路関係。そして、農業振興課になれば農道や水路。そして、海洋森林になれば林道。地域住民課になれば、赤道、青線、消防施設等々の事業が想定されます。そういうものにつきましては各部署での対応となります。全体的な取りまとめや調整事務は建設課が引き続き担っていくこととなりますので、現在のように高規格道路本体、拳ノ川から金上野までの間、あるいは拳ノ川から佐賀間の間、そして、先線の佐賀から四万十市までの計画等々の同時並行するためには、非常に多くの労力と時間を要します。現状では、その推進体制は万全とは言えず、今後、体制の強化を図っていく必要があるかと考えております。

なお、地域整備の話が先ほど出ましたが、今年度の予算については、大方地域で 2,000 万、例年 200 件以上挙がっていると伺っております。そして、佐賀地域でも 1,000 万、例年で 100 以上の事業が挙がっております。その消化率はなかなか、10 パーセントでありますので、それを同一年度にするのはなかなかできません。しかしながら、先ほど言いましたようにこのような財源を地域整備に回すと、一定のほかの地域もできてきます

ので、こういうものを利用しながら計画を進めていきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

中島君。

8 番（中島一郎君）

どうも私の質問が、若干こう悪かったかも分かりませんが。

周辺整備事業の対象地区、5 地区あるわけですね。そこをですね、周辺整備事業でできるだけ採択をして、そしたら財源もあんまり必要にしませんので。その中には、地域整備事業の分も入ってくると思いますので。5 地区の分の地域整備事業なんかもその分へ入りますので、そしたら、5 地区の分の地域整備事業というのは、要望というのは少なくなってくると必然的に思うがです。その分が他の地区へ向いて回るのではないかと、配分できるのではないかとという考え方を、私はしているわけです。

だから、今課長が言いましたように、職員の体制も十分できてない。専任もない。そのことも分かりますけれども、ぜひですね、気持ちは僕も含んでおります。この周辺整備事業が財源的に2分の1が補助がある。そのことを集中してやっていかないとですね、今も言いましたように地域整備へ回すお金が多くなるわけですので、そのへんをひとつご理解して願いたいと思います。

高規格道路の整備を円滑に進めることで早期の完成を見い出すことにつながるわけですので、このようにぜひですね、財源措置のある事業に対して体制の強化も図りながら、担当する課と、それとそれに随する課との連携を図った事務遂行をお願いしたいと。

時期を失えば何もできないことになりますので、町においては積極的な姿勢で取り組んでほしいということをお願いして、私の一般質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで中島一郎君の一般質問を終わります。

この際、10時30分まで休憩します。

休 憩 10時 13分

再 開 10時 30分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

6 番（宮川徳光君）

では、通告書に基づきまして一般質問を致します。

今回、2問構えておりますが、まず1問目、光ネットワークサービスについてということでございますが。

この光ネットワークサービス関連の一般質問は、今議会では昨日、藤本議員よりありました。また、この後すぐいいですか、午後になろうかと思いますが、宮地議員よりも関連の質問が同じような内容で予定されておりますので、私が聞き漏らしたことも十分に聞き出していただけるものと安心をしているところでございます。

私はこの情報サービス関連の一般質問を、議員1年目の平成23年度の3月期の定例会におきまして行いました。その折にも、3名ほどからこの関連の一般質問がありまして、その一人が昨日の藤本議員でありました。まあ偶然とはいえ、いささかびっくり致しました。またもう一人は、現在、県会議員になっておいでる下村議員で、現時点、高知市の方でまた別の議場に入っておいでることと思います。

5年前に同じ質問をしたと申しましたけども、この5年間にはですね、想定外いいですか、津波、地震、防災対策という大きな課題が突然舞い込んできまして、以後、そちらの方に大きなマンパワーいいですかそういったものが割かれております。同じ課で扱われておりますので、何かと課の皆さんには大変だったことだろうと推察致します。

ちょっと前置きが長くなりましたが、1問目、光ネットワークサービスについてということで、過日、5月1日ですが、ケーブルテレビに愛媛朝日テレビの放送、試験放送とのことですが開始となりまして、サービス内容が充実されました。

カッコ1としまして、ケーブルテレビとインターネットサービスのサービス開始からの年度ごとの加入と収支の状況をまず問うとしております。

じゃあ、一度答弁をお願い致します。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮川議員からのご質問、1番目の光ネットワークサービスについてのご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目、ケーブルテレビとインターネットサービスの加入と収支の状況についてのご質問でございますけれど、年度を追って申し上げたいと思います。

事業開始の平成23年度につきましては、ケーブルテレビは1,969契約、加入率にして37.9パーセントで、インターネットにつきましては1,003契約、加入率につきまして19.3パーセントでございました。

そして収支の状況につきましては、歳入歳出とも7,130万2,913円で、歳入のうち使用料および加入金等の合計が4,788万4,686円で、歳入全体の67.2パーセントとなっております。

続きまして次の年、平成24年度につきましては、ケーブルテレビは2,045契約、加入率が39.4パーセント、対前年度比として76契約が増えております。そして、インターネットにつきましては1,062契約、加入率に致しまして20.5パーセント、対前年度に対して59契約の増でした。

収支の状況につきましては、歳入が1億3,285万4,410円、対前年度比は6,155万1,497円の増となっております。歳入のうち使用料及び加入金等の合計が7,499万238円、歳入全体の56.4パーセントでございまして、対前年度比としては2,710万5,552円の増となっております。

そして、歳出合計は1億3,253万9,634円で、31万4,776円の繰り越しとなっております。

続いて平成25年度につきましては、ケーブルテレビにつきましては2,082契約、加入率は40.1パーセント、対前年度比で37契約の増となっております。インターネットにつきましては1,098契約、加入率が21.2パーセント、対前年度比として36契約の増でございました。

収支の状況は、歳入が1億5,707万908円、対前年度比として2,421万6,498円の増で、歳入のうち使用料及び加入金等の合計が7,614万3,325円、歳入全体の48.5パーセントで対前年度比として115万3,087円の増となっております。

そして、歳出合計が1億5,706万6,254円で、4,654円の繰り越しとなっております。

そして平成26年度は、ケーブルテレビにつきまして2,128契約、加入率が41.0パーセント、対前年度比として46契約の増。インターネットにつきましては1,158契約、加入率にしますと22.3パーセント、対前年度比で60契約の増となっております。

そして収支の状況につきましては、歳入が1億7,018万9,363円、対前年度比1,311万8,455円の増で、歳

入のうち使用料及び加入金等の合計は8,205万7,511円、歳入全体の48.2パーセントで、対前年度比として591万4,186円の増となっております。

歳出合計が1億7,011万185円で、7万9,178円の繰り越しとなっております。

そして平成27年度。この年度から、情報通信基盤整備事業の起債の償還が本格的に始まる年になります。平成27年度。平成27年度は、ケーブルテレビにつきましては2,178契約、加入率が43.2パーセント、対前年度比が50契約の増。インターネットにつきましては1,238契約、加入率24.6パーセント、対前年度80契約の増でした。

収支の状況は、歳入が2億6,377万5,783円、対前年度比として9,358万6,420円の増で、歳入のうち使用料及び加入金等の合計は8,724万700円、歳入全体の33.1パーセント、対前年度比として518万3,189円の増となっております。

そして歳出合計が2億6,374万2,504円で、3万3,279円の繰り越しとなっております。

ご質問がありました、ケーブルテレビとインターネットサービスの開始から平成27年度決算までの年度ごとの収支の状況は以上でございます。数字が細かかったので少し分かりにくかったかもしれませんが、まずはご質問にお答えします。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

今、かなり詳しく年度ごとの収入と支出、教えていただいたんですが。

今答えていただいたのは情報通信サービス全体ではなくって、ケーブルテレビとインターネットサービスの部分だけをピックアップして答えていただいたというふうにとらえていいのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

今お答えしたのは、黒潮町情報センター事業特別会計のすべての収支についてお答えさせていただきました。

と申しますのは、償還金等さまざまなことがテレビとインターネットだけに振り分けていることが非常に難しいですので、答えとしては、特別会計全体の年度別ごとの収支でお答えさせていただきました。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

ちょっと確認ですが、これ、年度ごとに繰越額は数万からとかいう額が、今教えていただいたように思ったのですが。これ、私の認識とちょっとずれがありますので、ちょっと確認させてください。

これは収支は黒になっているがですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答え致したいと思います。

決算上は、繰り越しがあるということは数字上は黒でございますけど、恐らく宮川議員がほんとに知りたいのはですね、いわゆるテレビの加入料、あるいは利用料、インターネットの加入料、利用料をもって、テレビとインターネットの運営ができている状況が赤字なのか黒字なのか知りたいと思うんですけど。

そこは、一般財源の繰り入れの所を見ると年々増えてますので、全体的にそういう意味で言うと赤字の状況であろうかと思えます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

繰り越しの部分だけを言われたんで、妙にちょっとあれっと思ったんですが。

一般財源からですかね、まあ、ほかからもあるかもしれませんが。その繰り入れの部分で、実質のそういうもんがない状態の収支を聞かせてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮川議員のご質問にお答えします。

その、ない部分の収支というのが非常に出しにくいです。

と申しますのは、黒潮町光ネットワークサービス施設全体は、告知端末も含めてすべて含まれてます。そして減免される方もおいでますので、その方に対しては、本来公費で賄うべきところをやっておったりすると。

それから、起債の関係ですね。情報基盤整備事業、平成21年から平成23年度にかけて主にやってきた事業の10年間の償還の問題があります。それが非常に大きい金額になりますので。特に平成27年度から本格的な起債の期間に入っております、1億を越す事業がそこに入ってきますので。

そういう意味で、インターネットとテレビだけに振り分けて収支の数字を明確にすることは非常に難しいです。今回のご質問に対しては全体的な収支でご報告させていただいております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

まあ、おっしゃることは理解できるような気がするんですが。

その全体の事業で年度ごとの、じゃあ繰入金を教えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

繰入金に限って、年度ごとにお答えしたいと思います。平成23年度から平成27年の繰入金についてお答えしたいと思います。まず、繰入金というのは一般会計からの繰入金でございます。

平成23年度の一般会計からの繰入金というのが2,337万4,967円。

平成24年度の繰入金というのが5,608万1,000円。

平成25年度の繰入金というのが7,446万9,102円。

平成26年度の繰入金というのが8,145万1,000円。

そして、平成27年度の繰入金というのが1億7,475万1,000円。ここで平成27年度特に増えているのが、起債の本格的償還が始まったのが大きな原因でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうもありがとうございます。

こういう数字が出てこんど、私が質問した意味が、私の思いからしての意味がなくなるということなのですが。

その23年の3月、まあ23年度の3月期ですから、年と言えば平成24年の3月なわけですが。そこで、いろんな加入者の分析を行ったかどうかとかですね、ケーブルテレビの視聴率を検証するかといったようなことも聞いてますが、いずれも事業が立ち上がったばかりで、さまざまな事情でそういうことがまだ取っ掛かってなかったようなのですが。

すいません、あまり細かく入っていくとこちらが訳が分からなくなるかもしれませんので、カッコ1はこのくらいで、カッコ2の方へ入っていきますが。

カッコ2は、私ども議員としましては、この今回のテレビ朝日の1局増に関しましては、伝送路の確保とかそういったものにも賛成してますので、ある程度目的も伺ってます。

確認という意味で、カッコ2の、今回のテレビ1局増の目的、および今後の収支改善に向けた取り組みとその見込みを伺うということで、まず、答弁をいただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは2点目のご質問、今回のテレビ1局増の目的、および今後の収支改善に向けた取り組みと、その見込みに関するご質問にお答えしたいと思います。

まず、先ほどの質問とも関連しますが、これまでの増加状況をまとめてみますと、テレビにつきましては、23から27年度に至っては209契約を増えています。そして、インターネットにつきましては235契約増えています。年間平均すると、テレビは1年に52局増えています。ネットは1年に59増えている状況で推移しております。そういう状況の中でご質問にお答えしますが、

テレビの今回の1局増につきましては、事業開始当初から計画をして、情報メディアは今や生活のインフラの一部と言えます。テレビ放送というメディアにおいて都市部や近隣市町との情報取得格差の是正を図るとともに、災害時の情報提供メディアとしての位置付けとしても、局数が増えることは効果的でございます。黒潮町はその実現に向けて、交渉を長年続けてまいりました。

また、放送サービスの新しいセールスコンテンツとして、加入促進に今後つなげていきたいと考えております。また、インターネットサービスにおいても、本年度実施をする契約更改においてサービス提供環境の充実を図り、これまで以上の加入者増を図ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

増の目的、目的の部分で何かとどまっているようにも、私、聞き取ったのですが。

それを加入促進など、このことによって取り組むという意味合いであれば、今後の収支改善に向けた取り組みの方へかかるかもしれませんが、その見込みとかいうのが全然なかったように思うのですが。

再度、答弁を願います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

私の方の答弁漏れが少しあったようでございます。

まず増の目的というのは、言うまでもなくこの加入者を増やして、光ケーブルの事業の経営を安定さすという大きな目標を持っております。

それから、将来の目標の部分ですけれど、さまざまな加入促進の努力をする必要があると思ひまして、今回の1局増えたのはその大きなチャンスであるというふうにまずとらえております。

今後の見込みにつきまして分析をしてみますと、平成24年の議会だったと思うんですけれど、そのときの長期の加入のシミュレーションを作って説明したことがございます。そのときには、平成26年度にはテレビについては加入率を48パーセントまで上げる計画でございました。それが41に実績でとどまった。それでインターネットにつきましては、30パーセントまで上げるとというのが22.3パーセントにとどまった。

それが、平成27年度の数値を同じように拾うてみますと、長期見通しの中では、テレビの加入率を50パーセントまで見込んでおった。そして、インターネットにつきましては30パーセントまで持っていくという目標を持ってございましたけれど、現実には、ケーブルテレビは43.2パーセント。そしてインターネットが30パーセントというところで、率的にも数的にもやはり目標値を達成しておりませんので、今後この、まずは目標値を達成することが、その将来の経営の見込みを良くするというふうなものにすべて懸ってこうかと思ひます。

ただ、町全体の人口の問題が根本的にかかわってきて、人口減が全体的に進んでおりますので、率を上げても実質数値が上がらないという大きな課題に直面すると思ひておりまして、そこも大きな問題です。

だから、将来的にはこの運営体系ですね。町直営すべてやってる部分を、運営体系の改善見直しも必要ではないかというふうに考えてるところでございます。具体的な運営体系、どういうものかということは、今、少しまだここで報告できるような状況ではないですけれど、そういう課題があろうかと思ひております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

前半の部分になりますかね、その見込みというところで、何言いますかね、一つの、この質問する理由いいですか、これ、24年の3月の時点でちょっと触れておりますが、これ、ことテレビの1チャンネル増は、加入してなくて電波でテレビが見える方からすると、その方たちと、テレビを見れる環境からしますとプラス1チャンネルながですよね。ほんで、その1チャンネルが全町的であれば、こういった質問はすることはいいですよ。半分にも満たないいうて言うたら、まあ現状はそうなってますんで。そういったところからすると、その半数以上の方からすると、まあ余分ないいいですか、過剰なサービスに取れるところがあるんですかね。ちょっとこれ、言葉があれですが。そういったところで、そういったところに町の一括りにした税金の方からお金をはめてもらうのは疑問があるということを、その5年前にも一般質問で、声があるということをお伝えしちよ

うがです。

それから、今の答弁で私を感じとしましたら、相当頑張ってもらってですね、このテレビ1局増にはそれなりのお金が入っているわけですから、またこれから維持費が掛かっていきます。屋内の部分は余分なお金が入っていないかもしれませんが、伝送路関係とか四万十町へ置いている受信機ですね。台風があれば、伝送路が切れたらかなりのお金が出ていくわけですので。そういったことで、その住民から不平が出ないというか納得できるような、私たちも説明をしなければならぬために、こういう質問しようがですが。

細かい話ですが、1局増に今まで掛かったお金と、今後大体、年間どれくらいのお金が要りそうなのかというのを、分かれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、1局増えたことに対する経費の部分と、それから、加入率が50パーセントもいってないのに、それはちょっと平等でないではないかというようなご質問があったと思います。

まずその前段に、平等か平等でないかのところのご質問にお答えしたいと思いますけれど。

これは住民の方、もし本人が見たければ、すべての方が見れる環境に町はあります。と申しますのは、光ケーブルがすべて入っていますので、その方が希望して、見たいのでケーブルテレビに加入していただければですね、見ることができます。これはただ、月に1,000円の料金が要るということですね。今見られてる方はそのお金を払っているんですね。町の環境というのは、基本的にはご本人が、加入金も今取らないようになっていきますので、月に1,000円の使用料をお払いいただけるように加入していただければ、その町内に在住の方は見るができることとなります。

それからですね、1局増えたことでの経費。これはどういう経費が必要かと申しますと、四万十町と黒潮町のケーブルを接続した経費。受信点に対する、受信点はもともと四万十町が持っているものを使わせていただきますので受信点に対するうちの投資はないですので、その負担は発生しません。

あとは月々の、四万十町さんへそういう回線を使わせていただく使用料。数値が月に一信5,000円ぐらいだったと思うんですけど、年間にしても2、30万ぐらいのレベルだと思います。

それから工事費について、ちょっと正確な数値を今持ってないんですけど、昨年度の予算で実施をしております、それは1回限りでございます。正確な数字、誠に予算書をちょっと確認しなければ、間違った数字言ってもいきませんので。何百万の工事をさせていただいたと思います。

ちょっと数字が明確に答えらんで誠に恐縮ですけど、正確な数字が必要であれば、また後日お答えさせていただきますと思います。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

目的は、これを入れることによって、今、私が尋ねたような、お金もペイして、なおかつ、全体の収支にもプラスになると。これが足かせになってずるずるずるずる、まあ額は少ないかもしれませんがマイナス要因に働くんであれば、今の答弁では、全員、どの世帯も入れる環境にあるというふうな話やったがですが。まあ加入環境はそうかもしれませんが、実際に必要と思えば今までに入っておるかもしれんし、いろいろ加入促進のういかPR不足とかいろいろ、また私どもも含めて取り組みが不十分だったためにそういうことになって

いるのかもしれませんが。

何とか、例えば伝送路で要った増を、私は賛成したのですが。それで、何でそんなことに賛成するがぞいうて言われたときの説明が、今の説明ではちょっと、納得は僕はようささんような気がするのですが。

もう少し、これくらいのいか数値的なものはお示ししていただけないでしょうか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

情報通信基盤事業でやった黒潮町の光ネットワークサービスの大きな目的というのは複数ございまして、議員ももちろん、これご存じと思うんですけど。テレビ、インターネット。これ、本来は加入者の負担で賄うべき事業だと思っております。ただ、これは減免される方の分がありますので、そこは町がしっかりとやらなければならない部分だと思えます。

ただ、光ネットワークの事業はそれだけではなくて、全世帯に無料でつながってる告知端末も一体になっております。従いまして、その告知端末を使って緊急地震速報とかさまざまなサービスをしておりますので、全体的にどの部分までが公共的な経費で、どの部分が加入者で分担する経費だというのが明確に分かれてないのがですね、現在のその数値で答える部分で難しいところではないかと思えます。

今後は、そういうところもしっかりと見極めてですね、この部分は公共的なお金ですよ、この部分は加入者で精査していくべきですよとも、今後、全体的な判断が精算も必要ではないかと思っております。

ただ、非常に難しいのは、予算というのが先ほど申しましたように、償還が本格的に始まったと申しましたけれど、その金額が平成27年度だけでも1億3,000という数字になってきますので非常に大きな金額です。これは当初、施設を造ったときの事業に対して、過疎債とか合併特例債、あるいは辺地債という、非常に有利な事業を使ってやってるんですけど、それを借ったやつは借金の返済金です。ただ、それに対して国の方から交付金という形で、借金を返すお金も要るけれど、それに対して国から交付される金額もございまして。

その分を単年度だけでご説明させていただきますと、平成28年度の予算で申し上げさせていただきますと、1億3,500万ぐらいの起債償還金額に対して、国から交付される金額が9,600万ぐらい国から交付されますので、その差額が町の純粋な負担になるというふうな仕組みになっております。

少し話がややこしくなったかもしれませんが、数値でうまく説明できないですので、そういうふうな答弁にさせていただきますと思えます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

私が問題にしておる所とはちょっとかけ離れた所の話だったように思えますが。

今答弁にありました、いろんな、例えば告知放送とか防災。基本的には、テレビ地デジ波対策ですかね。携帯電話の不感知もその中に含まれてるということですが。それはそれで、もう要るものはしょうがないですよ。そうじゃなくってプラスアルファの部分で、基本的に要るもの以外の部分のお金が出ていくということで、それがマイナス要因に働いているんじゃないかという所を問題にして、今回質問しようわけですので、その趣旨はできれば外さんようにしていただきたいと思えます。

関連するかどうかは分かりませんが、昨日、藤本議員の質問がありまして、その答弁の中で、どういう周知とか住民への加入の促進の働き掛けをするかということがありまして。答弁の中に、チラシの部分については

費用対効果の面で検討していくと。まあ、即チラシを配るといような答弁ではなかったように、私は取りましたけども。

ちょっと例が悪いかもしれませんが、そういう余分なお金を出したらいいことないですかいうて言う住民の声に対して、例えば、そういう考えに対したらすごいいいことやと思うがですよ。これがお金を掛けてそれだけのものがあるかどうかを検討するいうがは、すごい前向きでいいことやと思いますが。そういう意味合いで、このテレビの1チャンネル増とか。

もう少しこう枠を広げて言えば、ケーブルテレビ、IWK の放送ですよ。これも、地デジ化からすると余分な部分ながですよ。そういうことがプラスに作用して、加入者が増えて、収支の健全化が図れていくというがやったらすごい。そういう目的の下にそういう事業をやっておるといふうに自分らは意識しとるんで、賛成しとるわけながですよ。やけど、それがその目的とはかけ離れたような方向にいて、ただ税金を投入してとかいうような話にならないように注意してくださいといふうな意味合いで、それから、これからの1波増を利用しての取り組み。どれくらいの改善を見込んでいるかといふうところを聞きたかったがですよ。

ちょっとその点もう一度、同じ答弁になるかもしれませんが、答弁いただきたいと思います。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮川議員の再質問にお答えしたいと思います。

そうですね、IWK の関係が加入促進との関連で答弁が抜けておったと思います。

IWK の町の独自の放送ですけど、これは非常に好評いただいております。と申しますのは、各学校とかでの行事とか、その時期時期で流していくんですけど、そういうやつはなかなか民間の放送とかでは見えませんので、そういうふうな自分の身近な、言うたら映像とかいうのは非常に喜ばれておまして。特にお孫さんの運動会の状況とか、卒業式の状況とか、音楽会の状況とか。そういうのについて非常に好評で、そういうところをきっかけにしてテレビが増えているという実態はですね、確かにございます。IWK の放送効果も、加入促進に間違いなくつながっております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私はそんな質問をしたつもりはないがですけどね。

まあ、その今回の1波増の観点で考えると、もう少し裏にはIWK のこともありますいうて。そのことについて質問しようがじゃないですよ。中長期で今回の1波増により、こういうことをして、これくらいの数値を上げていきたいということがあれば答えてくださいというたがですよ。

再度お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

数値で答えれということですので。

今のところ、長期のシミュレーションというのは平成24年6月議会でご説明してから変えてませんので、その数値の目標が、テレビの加入率50パーセント、そしてインターネットの加入率30パーセントという数値を

定めております。それがずうっとこう続くような形のシミュレーションできましたので、現在の目標についてを数値で申し上げますと、1局増えたことを起爆剤にして、その目標装置に達するように努力していきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

多分、私の質問の言葉、私の質問の仕方が悪いということだと思いますけども。

この1波増は、加入促進ということをやりたい文句にして取り組んできたと思うんで、それ、この計画というところまでいってないような感じですが。

時間がだいぶ進みましたので、2問目の方へいきます。2番目はファイリングシステムについてのお尋ねですが。

ファイリングシステム、去年でしたかね、四万十町の庁舎を庁舎建設に絡んでの視察だったと思うんですが、7月1日でしたか行かせてもらったんですが。その折に、四万十町はファイリングシステムを取り入れてるということで、机の上、それから棚の上とかいった所にファイルが置かれてなくて、すごいすっきりしているのにびっくりしたことを覚えてるんですが。

私を振り返って言えば、私もパソコンに少し触ったりしますけども、データの管理はうまくできていないと思っています。パソコンの中へ入っておりますデータも、ほとんどが今後使うことのないようなデータをいっぱいため込んで、パソコンからすると重たい荷物背負わされて、立ち上げのとき点検に行っているって、物を言えるものであれば、ちょっと勉強しなさいというパソコンが言うかもしれませんが。そんな私がこういう質問は向いてないかもしれませんが、この本庁舎が移転というようなこともありまして、もし導入するのであればいいチャンスになるかなというふうに思われたので質問するわけですが。

ある市がですね、もう23、4年前にこの市は取り組んで導入したとのことですが。その導入した狙いの中に、文書の保存と廃棄のシステム。私が今言うた、もう全然苦手な部分ですね。廃棄の部分。それから、私のパソコンの中、部屋の中いうたらもう文書がいっぱいありますけども、さっき言いましたようにほとんど無駄な文書が散乱しているような状態ということがあって、私なりに導入という考え、検討をするに値するものだと思います。質問することになりました。

通告書に基づきまして、その中で、執務環境の改善や文書を組織のものとして共有化を図ることなどを目的としたファイリングシステムについては多くの自治体で導入されており、隣接の四万十町もその一つとなっております。

当町の本庁舎が新築移転するこの折、同システムの導入の好機と考えますが、これらの考えを伺います。

ご答弁願います。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは通告書に基づきまして、宮川議員の2番のカッコ1、ファイリングシステムについてのご質問にお答えを致します。

ファイリングシステムにつきましては、新庁舎への移転に向けまして、本年度から文書事務の電子ファイル化を行います文書管理システムにより、執務環境の改善や文書の共有化を図っております。

新庁舎移転に際しまして、本庁の現在の執務環境や近隣市町村の状況等から見まして、文書事務の整理およ

び執務環境の改善が急務と考えまして、昨年度より電子決済およびファイリングシステムへの移行に向けた準備を行ってまいりました。

また、文書管理システムの業者との打ち合わせのほか、宮川議員からもご質問のありましたように、四万十町および香川県の三豊市での先進地視察も行いまして、職員研修等を実施してまいってきたところでございます。

四万十町におきましては、ファイリングシステムに合わせまして重機類を新規購入をしておりますが、本庁におきましては、電子決済およびファイリングシステムを導入をしております上、香川県の三豊市を参考に致しまして新庁舎の移転時期に新規購入を考えておりまして、現在は既存の重機類を利用し、文書の保存ボックスによります管理を行っているところでございます。

新庁舎におきましては、引き出し式のキャビネットによります管理を中心に行っていく予定でございます。新庁舎移転時までは、一定レベルまで職員へファイリングシステムが浸透するように努めてまいります。

今後、新庁舎移転時までは文書の電子化を推進しまして、電子決済によります意思決定の迅速化により、情報共有の促進、また文書の検索時間の短縮、文書の保存スペースの削減等、業務の効率化とペーパーレス化によるエコオフィスの推進を図ってまいり、運用ルールの構築等も図ってまいりたいと考えております。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも。

私が質問するまでもなく、もう問題意識を持ってファイリングシステムの検討をさせていただいてるということで安心を致しました。

この、さっき、とある市ということで、その市がファイリングシステムに取り組んだその導入の狙いというものがですね、今ちょっと答弁にもありましたけども、一番目に、文書の私物化を防ぎ、組織のものとして共有化を図るというのがありまして。この言葉からちょっと私、感じたのはですね、さっきの光ネットワークの質問は24年の3月でしたけども、同じく24年の6月の定例会で、おのおのの立場の再確認をとしまして、私たち議員や職員の皆さまが住民のために仕事をするという立場に立っているということの再確認をしようという旨の質問をさせていただきましたが。そのときは、主にあいさつがどうのこうのというような話をさせていただきましても。私だけではないのか、役場へ電話したら担当者がちょっと不在なので、対応できませんという言葉は使わないと思いますが、そういう旨の返事が返ってくると。後で対応してくれるのでしょうか。その、担当者が不在なので、というのが正当な理由のように思っているようなものの言い方になっているというのが気になるという話が、私の所にも来ております。そういったところを防いだりするものとして、このファイリングシステムはすごい効果があるというようなことでございますので。

まあ、あまり再質問して、取り組んでいただけるということなんで再質問はしませんけども。

全体的な、例えば大方の庁舎は移転時に合わせてやりますけども、ほかの町内のその町職員の組織の全体的な流れがもし計画があれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答え致します。

当面、本庁舎の移転に合わせて整理をしておりますけど、先ほど議員からご質問もらいました導入の狙い

でございますけど。議員ご質問のとおり、本庁におきましても4点ほどちょっと、導入の狙いもあります。

1点目は、先ほど言われました文書の私物化を防いで、組織のものとして共有化を図っていくということが1点でございます。

2点目に、担当者以外でも目的の文書を速やかに探し出せれるということが2点目にあります。

それからまた、文書を保存すると同時に廃棄システムを制度化をしていくということも、目的の一つでもございます。

最後に、現在の執務室内は上記のようにかなり文書等があふれておりますので、それを、円滑な業務執行を阻害しておりますので執務環境の改善を図っていくというようなことが狙いでございまして。

まず最初、今言ったその私物化の関係のときにですね、当然、どうしてこういうことになっていくかということ、文書を自席に置いてる状況があるんじゃないかということ。それを共用のキャビネットで管理することにより私物化を当然防いでいけるということで、組織として管理ができるということではないかと思えます。

そういうことで、全体的な流れとしましては議員おっしゃいましたように、文書が発生しましたら当然、文書を保管をし、またそれを保存をし、最終的には廃棄をしていくという流れになってまいります。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6番（宮川徳光君）

どうも、データの入手先が同じ所かもしれないなあというような感じで今聞いておりましたが。

私が今、再質問で質問したのはですね、そのデータとか紙ベースのデータがどういうふうな流れで廃棄されていくかじゃなくて、そのファイリングシステムの導入が、本庁舎は今お伺いしましたけども、あと佐賀庁舎とかですね、あと出先機関とか、そういったものに。

この資料によりますと、10年ぐらい導入するのにかかったと。規模的に言えば、当町の5倍ぐらいの規模の所の資料なんで、またそういう時間的なことも違ってこうかと思えますけども。同じ資料のようですので、効果の面も同じ効果をうたわれておると思いますが。

コンサルによると、今200人ほどの職員がおいでますので、その市のことを当町に当てはめて、人数だけ変えて言えば年間4,000万円ほどの人件費が浮く。実際、データがどこに置いてるかというそのデータを探すのに、一つの文書を探すのに約3分とかいう話があって、一日に20分。そういったことを年間250日勤務すると、200人で4,000万円と。そういういろんな効果もあるし、一番大事なのは、情報の共有とかいうもんがすごい図られますんで、いいように書いてますが。

再々になりますが、そういう全体的な流れがもし分かれば教えてください。

議長（矢野昭三君）

総務課長。

総務課長（森田貞男君）

それでは宮川議員の再質問にお答えを致します。

このシステムにつきましてはですね、先ほど申し上げましたように、今年からファイリングシステムの前段としまして文書管理システムを行ってまして、これは全庁的に行っております。

ですから、本庁、佐賀支所、同様の流れ的にはなっています。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

じゃあ、最後に1点確認というのがですね、答弁の方は文書管理システムという言葉が使われてますんで。

私が今導入したらどうかいう、この提案してるいいですか、どう考えているかいうファイリングシステムと同じものなのか。また違うものであったら、ファイリングシステムへはどのようなふうに取り組むかだけ確認させてください。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

それでは再質問にお答えを致します。

文書管理システムにつきましては、文書の電子化を推進しまして電子決済による意思決定の迅速化によりまして、情報共有の促進、また、文書検索時間の短縮や文書保存スペースの削減と業務の効率化とペーパーレス化によるエコオフィスの推進を図るために、本年度より、1月1日より導入をして、現在維持しています。

これを基にですね、ファイリングシステムは先ほど申し上げましたように、キャビネットに向けてフォルダーでそれぞれの詳細に、大分類から小分類に分けて、フォルダーごとに整理をしていきます。

現在のこの文書管理システムは、パソコンを利用してシステムの中へ向けて、今まで、例えば文書が来たらですね、收受をする。また、それに対して起案をしていくというときに、紙ベースで回覧をしておりました。その都度、ほんで担当から町長まで押印をしていきよったということですね。で、現在につきましてはこの文書管理システムを使いまして、そのシステム上で電子決済でずっとやっているという状況ですので。それを基にですね、ファイリングも整理をしていきようという状況です。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

宮川君。

6 番 (宮川徳光君)

再確認になりますが。

私が質問で取り上げたファイリングシステムへの取り組んでいくということでいいのですか。

今、文書管理システムは全然別のものだということが分かりましたんで、このファイリングシステムに取り組んでいくかどうかを確認させてください。

議長 (矢野昭三君)

総務課長。

総務課長 (森田貞男君)

私の説明が不十分でしたので、申し訳ございません。

まず最初にファイリングシステムでございますけど、これにつきましては公文書の管理に当たってですね、現在までは文書を、簿冊ですね、あのチューブファイル等にそれを閉じておりますけど、今後、そのファイリングシステムは先ほど言いましたように個別フォルダーごとに収納管理し、専用のキャビネットで保管をしていくということだと思いますので。これについて取り組んでいくようにして、その前段としてこのシステムを今入れたということをご説明を申し上げました。

ですから、ファイリングシステムは本年度からもう取り掛かっていきようということでご理解をお願いします。

議長（矢野昭三君）

宮川君。

6 番（宮川徳光君）

私の認識が足らんのかもしれませんが、文書管理システムというものと、私の認識ですよ。ファイリングシステムというのは、もう全然別個のものだというふうに私はとらえておりますので、その再確認を何回もさせていただいたいというところがですが。

これで、ほほいい答弁をいただいたと思って終わらせていただくのですが。

全然小さなことですが、庁舎の新築に当たって、それが好機ということの一つの意味。私の考えで言いますと、人の意識を変える理由ことも一つはあるのかもしれませんが、さっき言われたキャビネット。

（議長から「残り1分です」との発言あり）

はい。

キャビネットをかなりの金額で買わないかんとということなんで、新たに買うのであればこちらで対応したらいいかなと思つての質問でした。

以上で質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

この際、午後1時30分まで休憩致します。

休 憩 11時 42分

再 開 13時 30分

議長（矢野昭三君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮地葉子君。

9 番（宮地葉子君）

それでは通告書に基づきまして、3点について質問を致します。

最初に、防災対策についてです。

私たちの日常には、地震に限らず風水害や台風など、さまざまな災害がありますが、今回は災害の中で特に地震に絞って質問を致します。

4月の14日ですが、熊本でまた大きな地震がありました。被災をされた皆さま方には、心よりお見舞い申し上げます。

地震は昼間の逃げやすいとき起きるのか、夜中なのか、たまたま大雨の日なのか、いつ、どんな状況のときに起きるか分かりません。地震が起きた時点で津波の危険が迫り、住民には早く正確な情報の伝達は大変重要になってきます。

情報伝達の方法について、まず最初にお伺いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の一般質問、防災対策についてのご質問にお答えしていきます。

まず1点目、地震が起こった緊急時の情報伝達の方法に関するご質問でございますけれど。

平成26年3月の伊予灘地震、今年4月の熊本地震で既に経験しておるとおり、地震が起こった緊急時の情報

伝達方法は、J アラートからの自動信号を受けて、黒潮町光ケーブルサービスの告知放送端末および屋外スピーカー等から、発緊急地震速報、続いて震度速報、続いて津波情報をお伝えしております。

現在、本町の緊急地震速報の設定は震度4以上で発するようになっておりますが、仮に、これが震度7の南海トラフ地震が発生した場合の告知放送の設定を順番にご紹介させていただきますと。

まず、揺れる前に緊急地震速報。内容は、緊急地震速報です。強い揺れに警戒してください、と放送されます。

次に、揺れの後に震度速報。内容は、震度速報です。ただ今の地震により、高知県西部で震度7が観測されました。津波が来る可能性があります。海岸付近の方は高台に避難してください。建物から外に出るときは落下物等に注意してください。また、落ちていて火の元を確認してください、と放送されます。

そして、大津波警報が発表されますと、大津波警報。内容は、大津波警報が発表されました。海岸付近の方は高台に避難してください。津波は繰り返し来ます。指示があるまでは沿岸部には絶対に立ち入らないでください、と放送されます。

ただ、大きな揺れや津波でケーブルが寸断される事態になりますと、震度速報、大津波警報を伝えることができなくなる場合もございます。

そのため、今後は防災行政無線の整備を急ぐとともに、あきらめない、揺れたら逃げる、より早く、より安全な所へという意識を全住民で共有することが大変重要だと考えております。

また、携帯電話やスマートフォンからは、通信事業者からのエリアメールで伝えられます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

私たちはほんとに、揺れとかですね、自分の感覚で判断しがちですので、行政から流れてくる正確な情報っていいのはほんとに大事なことじゃないかなと思って。この間のときもですね、ああ、電気もついてるし大丈夫だったかなというふうに思いましたけど、やっぱりああいうときも逃げなきゃいけないということで、揺れたら逃げるということが徹底できるように、自分も反省しなきゃいけないなと思ったとこでした。

今お話聞いてますと、迅速で正確なる情報を流すということで。まず初動で、まずは逃げること。命が懸ってますから。それが大事です。

2番目に移ります。

これまでの黒潮町の防災対策は、34メーターの津波予想が出てからは、まずは地震、津波から命を守ることを最重点にしまして、まあいろいろ避難道、避難タワーとか避難場所、避難訓練等々と、地震、津波への初動対策に力を入れてきたと思います。

最近、町の地震対策がある程度、次の段階へシフトしたというような話を聞きました。初動の方ができたので、次、起きてからどうなのかと。そういうところにもというふうに動いていくと聞きました。

毎日のように報道されています熊本地震の被災後の状況などを見ておきますと、いったん災害が起こって、その後の対策も大変重要なことを知らされます。地震でせっかく助かった命を、その後どう守っていくか。元の暮らしにどれだけ近づけるか。人間らしい暮らしにどう戻っていくのか。復興へ向けての段階へも道のりがあるのではないかと考えさせられます。

まずは災害が起こってからしばらくはインフラ整備が壊されますので、電気がない、そういう中での生活が続きますが、避難所や自宅で過ごしている町民の方が必要な情報。その後の、まあ余震だとか、それから物資

の配給だとか、多種多様な内容があると思いますが、住民のニーズに沿った内容をきめ細かく、迅速で正確な情報が必要になると思います。避難所などに避難した後の情報伝達はどのようになりますか。

先ほどちらっと言われましたけど、ケーブルテレビ、告知端末機は無線ではなくて有線なので、もうこのときは使えないということですかね。

その点も再度お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の、防災対策についての2番目のご質問、地震後の情報伝達の内容や種類はどのようなものになるのか。また、災害FMのことについてのご質問も通告書で受けておりますので、お答えしていきたいと思っております。

まず、ご質問の災害が起こったときの情報については、平常期、それから警戒期、そして発災期、復旧、復興期など、それぞれのフェーズごとに必要とされる情報が異なってまいります。

まず、発災から72時間以内の混乱期には、避難指示等の行動指示の情報、そして被害情報、安否情報、避難先の情報、救出情報、救援情報、ライフライン情報等があります。過去の事例で申し上げますと、最も多くなるのが安否情報でございます。

それから混乱収束期になりますと、被害情報、安否情報、避難先情報、救出情報、救援情報、避難所情報、支援情報、ライフライン情報等がありますが、過去の事例では、ライフライン関係の伝達要請が増大しております。

そして復旧、復興期になりますと、支援情報、ライフライン情報、行政情報、民間生活情報、まちづくり情報、復興情報等となっております。

それから、ご質問にありました有線の放送伝達システムについてどうなるかというご質問でございますけれども、南海トラフ地震で想定のような津波が浸水してきた場合は、有線の情報伝達は不可能だと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

すみません、ちょっと聞き逃したかもしれませんが。

そういうさまざまな段階に分けて情報を住民に知らせていかなきゃならないんですけど、その情報は、伝達の仕方ですね。有線が途切れますので、それはどのようになりますか。

すみません、FM放送のことは後でまた聞きますので。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

答弁漏れがあったようでございますけれど。

有線放送が使えない状況での情報伝達につきましては、現在、黒潮町の方は、平成26年度でございますけれども、このときに臨時災害放送局FM送局装置を設置しております。昨年度、平成27年度には実証実験も行ったところでございますけれど、そういう施設を使って、先ほど申しましたような情報を伝えていきたいと思っております。

平成27年度の総合防災訓練での実証実験の結果によりますと、その情報が聞こえた範囲は、中央保育所から伊田の黒潮消防署、それから佐賀の方は、拳ノ川の黒潮町総合保健センターから伊与喜小学校までの範囲が到達できておりますので、そういう仕組みを使って。しかも、日ごろ聞き慣れた住民の方の放送で情報を伝えていくというふうなことを考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

今聞いてますと、被災後の主な伝達情報、伝達の仕方、住民へのね。それをもう災害FMに頼るといふふうに聞こえたんですけど、それ、そういうことなんですか。

じゃあ、ラジオがない人とか、ない所とか、いろいろな住民はありますよね。そういう方はどういうふうになります。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

このFMラジオ局はですね、各ご家庭に設置してる告知放送機を使っても受信できるようにしようとしておりますけれど、これは一つの伝達の仕組みの大きなものでございます。

実際事が起これば、消防関係はですね、IP無線のようなもので、トランシーバーの少し強いやつ。IP無線のようなもので情報をやりとりするというふうなことも考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

災害FMは後でもうちょっと聞こうと思ってたんですけど、それはそれで置いてですね。

よその地域なんか、災害FMないわけですよ。それでいったん事が起きますと、ほんとに正確で重要な情報がいっぱい住民に知らせていかなきゃならない。例えば、どこそこに水が来ますよとか、お風呂ができますよとか、配給物資が来ましたよとか。はたまた、もう余震についてとかですね、いろんな、このころはデマも飛ぶそうですので、そういう正確なる情報が必要、きめ細かいのが必要だと思うんです。

それは避難所にいるだけじゃなくて、ご自宅にいる人、車の中にいる人、いろいろな状況の中で被災後の暮らしをしてるわけですから。そこには、告示端末は先ほど、使えないんですよ。有線ですからね。そういうときに、町としては災害FMだけに頼ってるんじゃないかと、無線でやられるということですかね。

もうちょっと分からなかったんですけど。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思っております。

今私、現在あるシステムの範囲内で答弁しておりましたので先ほどのようになりましたけれど、今最も急いでやらなければならないと思っているのは、実は防災行政無線です。

黒潮町の場合は、情報通信基盤整備と防災行政無線、一遍に整備することができませんでした。従いまして、地上波の低波の問題もあって情報通信基盤を優先させて、防災行政無線がその事業の次になってしまいました。

そして現在の状況という、庁舎の進ちょくの方に財政上に負担が要ってますので、防災行政無線というのが事業的には遅れております。

今後、それが必ず整備されなければならないと思っておりますけれど、それが整備されれば、防災行政無線を通じて、今、議員おっしゃられたような住民への細かい情報提供を、町職員、あるいは住民が聞き慣れた声で、詳しい情報を伝えるようになると思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

はい、分かりました。

防災行政無線ではほんとはやるんだけども、その施設ができてないと。まだ完備できてないということですよ。で、急いでやるということですよ。

実際、大きな災害が起きますと有線はもう使えなくなりますので、無線でどンドンやっていかなきゃならないし、その情報というのがいかに、被災した人たちにとっては生きる綱になるかということでは大事なことだと思います。

それで災害 FM のことを聞こうと思ったんですけど。その黒潮町っていうのは全国に先駆けて、この災害 FM というのを取り入れたそうです。私も知らなかったんですけど、これ四万十市の方から聞きましてですね、黒潮町って進んでるねというて聞きまして、驚いて職員さんに聞いたことでしたけども。

大体、これ知らない人が多いと思うんですけど、どのようなもので、先ほどちらっとは言われましたけど、どのような活用になっていくのか。

もう一度すいません、お願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では宮地議員の再質問、災害時の FM 放送局についてご説明していきたいと思っております。

臨時災害 FM 放送局というのは、東日本大震災のときもたくさん活用されたんですけど、あのような大規模災害が起こったときに、総務省から許可をもらって臨時のラジオ局を、まあ町のようなレベルでつくって、そしてそこを拠点にしてですね、アナウンサーも町の職員とか、そういう近くの人がアナウンスして、住民にラジオを通じて情報を伝えるという仕組みでございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

災害 FM というのは正式名称じゃないんですけども、それが一番住民に分かりやすいので、これを使わせてもらいました。

臨時のラジオ FM 局ということで、災害が起きますと、今、課長が言われましたように、聞き慣れた役場の職員さんの声でこうこうですよというのが流れてくると、ほんとにそれ自体でも安心して聞けますし、電波がなかなか届かないですから、FM 放送というのは大変ありがたいなと思って聞いてました。

また詳しく、今回はやめますけれども、そういうのがあるということでぜひ、黒潮町が頑張っってこれを設置したんじゃないかなと思って、私、取り上げました。

次に、3に移ります。

被災後ですね、多くの方が家や財産、または家族も失って、避難所で生活が続きます。仮設住宅もすぐには間に合わず、あの熊本見てますとそうですけど、全員の方が仮設に入るといのは相当時間がかかります。

先日、松本課長より避難所運営マニュアルというものを、伊与喜小学校のものを参考にして紹介されましたが、このマニュアルはどのようなものなのか。

また、全地域で今後作っていくとお聞きしましたが、方向性も今含めて、まず概要をお尋ねします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の、防災対策についての3点目のご質問、避難所運営マニュアル作成に関するご質問にお答えしたいと思います。

黒潮町地域防災計画の中では、津波時指定避難所36カ所、地震時指定避難所18カ所。これは、津波避難所と兼用したところを除いて18カ所でございます。それがあります。そのうち、昨年度、伊与喜小学校の避難所運営マニュアルというのを作成しました。

今年度は、既に完成している伊与喜小学校の避難所運営マニュアルをベースにして、そのほかの津波時指定避難所、それから地震時指定避難所の避難所運営マニュアルを作成して、南海トラフ地震が発生した場合に、各避難所が自立運営可能な環境を整えてまいりたいと考えております。

黒潮町では、南海トラフ地震が発生した場合、町内の各避難所の開設と運営は、応急対応としては、それぞれの地域と各施設で働く職員等で対応をしていただかなければならない状態になると想定しております。

そのためには、事前に避難所運営マニュアルというのを作成して、それに基づく訓練をすることが大切だと考えております。

避難所運営マニュアルというのは、避難所の安全確認から入りまして、避難所の区割り、避難者の受け入れ体制、そして避難所運営会の設置、そして活動内容、避難所の基本的なルール等を事前に決めておくような内容になっておりますので、男性、女性、要配慮者等、さまざまな立場の方の意見が反映されていなければなりません。

そのためにも、避難所運営マニュアル作成の考え方を、伊予喜小学校を作成する場合は作りまして、今後もその考え方を参考にして進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

この伊与喜小学校のマニュアルっていうのを読ませていただきました。細かい点まで、大変よく気が付いて作られているなど感心しました。こんなマニュアルが、災害が起こる前に地域で話し合われているのと、全くゼロの中で何も準備もなくいきなり避難所生活するのとでは、雲泥の差があるなどと思って読みました。今後地域で、その地域地域に合ったマニュアルを作っていくということですので、町民にとっては大変大切な取り組みだと思えます。

それで、いろいろな視点からこの考え方に基づいて作られると言われましたので、もう1点、それに私、付け加えてほしいなど読みながら感じたんですけど。

この避難所生活についてのマニュアル作りも含めてですけど、私は以前に、高知市の先進例を議会で紹介し

ています。今日、皆さま方の所へ配ってる資料も実はそうなのですが。町の婦人大会で、高知市の職員さんを講師にお招きして講演をしていただきました。

高知市では、職員さんを被災後の東日本に派遣して調査をして、それらを基に女性の視点を災害対策に生かすと題して、実態の中から学んだ上で報告書を作っています。それらを基本にして、住民には簡単なチラシ。今、資料をお配りしてますね。これを作っているわけです。

このチラシ見たら分かりますように、大変イラスト入りで、とても分かりやすいと思います。大変うまく作られているんじゃないかなと思ってお配りしたんですが。

この伊与喜小学校の避難所運営マニュアル作成の考え方っていうのは、うまくできてますけども、皆さんがこれを読むとは限りませんし、なかなか時間もかかるし、取っ付きにくいという面もあるかもしれません。これは全体的に本格的なものですから、こういう本格的なものも作る一つ手前の手段としてですね、予備知識として、町民がこのイラストのようなことを知っていますとより分かりやすく、マニュアル作りに取り組めるのではないかなと思って、一つの参考例として活用することはできないかと思って持ってきました。

全くゼロの段階からですね、こんな書類を作るよりも、何かたたき台があって、事前の知識を持って避難所マニュアルを作っていくと。そういう進め方をしますと数倍効率がいいと思いますし、時間もエネルギーも少なくて済むと思います。これとおんなじのを全くまねしてくださいという意味じゃないですけども、参考になりますので。どうでしょうか、活用したいと思うんですが。

考えをお聞かせください。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

お手元に頂いた高知市の職員が作られた資料、A3一枚で書かれていますので非常に分かりやすい資料じゃないかと思います。

実は、宮地議員にお渡ししてない資料で、伊与喜小学校の避難所運営マニュアルの概要版というやつも作っております。その概要版をより改良して、できるだけページ数も少なく、絵の多い分かりやすいものをなお改良して、今後取り組んでいきたいと思います。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

それを見てませんので何とも言えませんが。じゃあ、またそれを見た段階でということ。

また、よかったらそのチラシも参考にしてください。

次に、1点だけ質問します。

以前から私は男女共同参画を推進するという立場です。意思決定機関に女性の登用を求めてきました。特に防災会議や避難所運営には、女性の参加が不可欠であるということは何回も言ってきました。

町の防災会議のようにですね、役職を持った人を集めたような会議ではどうしても男性が多くなって、女性は1人とか2人。そういうふうになってしまいます。そうではなくて、最低3割、できれば半々の割合で、民主的な女性の視点を入れた避難所運営会になるよう、力を注いでほしいと思います。

避難所運営には、性別や年齢差により役割を固定化しないということが大事だといわれています。これが、

現実にはなかなか難しいのです。女性は、掃除、片付け、炊き出し。そういうことがあって、男性は避難所運営の難しい問題等々に携わると。大体、こういうふうになりがちだそうです。

高知市でまとめたものを参考例として取り上げますと、避難所が安全で安心できる場であるために、平等な役割分担と、あらゆる被害、暴行とか盗難などですね。あらゆる被害を想定した対策を行う必要があります。特に女性のニーズに対応できるよう、プライバシー保護対策、セクハラや性的暴力の防止、相談などが不可欠です、とあります。

しかし、東日本の実態はどうだったかというようなことをまとめてますが、避難所での責任者の大半が男性で、避難所運営役員の女性の割合が少ない。そのため、女性や子ども、若者などの要望や意見が取り上げにくかった。食事作りや後片付け、清掃などの役割が女性に偏っていた。また、避難所運営の責任、負担が男性に過度に集中していた、というふうにまとめられています。

実際ですね、熊本でも、この間の熊本地震ですが。仙台にありますNPO法人イコールネット仙台の代表者の方がですね、支援に行ってまとめた新聞記事でありましたけども。

熊本被災地に行って、2万人を超えてる人が被災をしてると。その中でですね、間仕切りがない、更衣室も授乳室もない。そのような中で、東日本大震災と同じ問題が起きていると。このように指摘しております。そういう所があったと。それで避難所暮らしの中では、非常時だから我慢するしかないという、そういう声がよく聞かれた。女性は、一日3食を被災した女性たちが作り、避難所の人たちに提供していました。調理室に早朝から夜まで缶詰め状態で疲れ切っていました。これは、もちろん女性だけのことを書いてありますけども、男性にも過重の負担が掛かっていたと。そういうことがあったということですが、特に女性の問題を女性の目線から取り上げるという点で、今日は紹介してます。

それで高知市のマニュアルにでもですね、食事作り、清掃、運営リーダー等の活動は性別にかかわらず分担し負担が偏らないようにしましょう、とありますが、この考え方を今後ですね、この避難所マニュアル作りに徹底していかないと、なかなかこれが難しいと思います。今までどおり、皆さんの中に慣習というものがありますので、それが当然というのがもう主導してますから、うまく事が運ばないと。そういう懸念があります。

避難所での民主的な運営、今までの慣習にとらわれない、性別に関係なく運営を行う仕組みづくりを、そういう意識づくりを始めていかなきゃいけないと思うんですが、その点はどのように進めようと思ってるのか。

お尋ねします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

これから町内の多くの避難所でマニュアルを作っていきますけれど、ベースとなるのを伊与喜小学校のマニュアルに決めております。

伊与喜小学校のマニュアルを作るときには、検討委員会というのを10名のメンバーで立ち上げてきました。これは地域住民の方10名でございますけれど。そのときにまず留意したのはですね、男女の検討委員会の構成です。10人のうち5名女性、5名男性という比率で検討委員会を立ち上げて、そしてこのマニュアルを作ってきました。

そういう意味では一定、宮地議員言われた必要な配慮はされてる内容になっておると思いますので、そういうやり方をモデルにして。ただ、検討委員等のメンバーというのは地域の方から選んでもらうことが多いので、町の方からはそのような、伊与喜のときのような事例を申し上げて、男女構成をまず注意して取り組ん

でいきたいと思っております。

あと、さまざまな役割分担のことはやはりマニュアルを作っておかないと心配された状況に陥りやすいと思いますので、できるだけこのマニュアル作りを順調に進めて、事前に一定の約束事をつくっておくことが何よりではないかと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

その構成員が半々であるということは、ほんとに喜ばしいことでいいことだと思います。それはぜひ守っていただきたいんですが。

今課長が言われたように、事前に用意しておくということですよ。それがほんとに大事で。

高知市の例ばかりを取りますけども、高知市の場合は予算も職員さんも多いですから黒潮町がおんなじようにはいきませんが、高知市では、今までどおりのマニュアル作りではなくて、女性の視点は生活者の視点と。そういう考え方を中軸に据えています。

私がうるさいぐらい女性の視点をと、こういうふうに前で訴えているのはですね、災害などみんなが大変な状況では、まず子どもやお年寄り、女性や障がい者等々、弱者や少数者に一番しわ寄せが来るからです。そこに事前の備えをして、皆さんの意識付けもしておくことは、復興への大事な取り組みではないだろうかと思っております。

いったん災害が起きますと、家が壊れた、寝る所もない、食べる物も不足してる、水が足りないとか、こういう大きな生活基盤の復興が優先されますので、そういうことが優先されるの当然ですが、そこで置き去りにされかねない事態。手が行き届かない、つらい思いをする人たちが意外に大勢いたというのが、今までの大きな地震を経験した中から出てきた反省点です。こういうようなことは事前の備えがなければ、どうしても後回しになる可能性があります。

伊与喜小学校の運営マニュアルのようなものを各地域で行うときにですね、とても大事な取り組みですが。その中でやっぱり、ただ構成員を半々にしているから、女性の視点が入ってるからいいと。それはほんとにいいんですが。プラスですね、性別で役割分担をしないと、民主的に運営するとか、そういうことを徹底していかないと、どうしても、女性は人数はいるんだけど、女性の視点が、生活の視点が入っていかないという危険もあるんじゃないかなということが、今までにあったことです。

それで、このマニュアル作りにプラスしてですね、地域に下ろすとかそんなではなくて、マニュアル作りとは別にですね、女性の職員さんなんかで高知市のようなプロジェクトは組めないものかなと。まずそういう所で学習して行って、言ったら指導者といいますか、そういう人を育てていくということも大変大事な備えじゃないかなと思うんです。

まあ忙しい中で大変ですが、そういう考えはありませんか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

議員が重ねておっしゃってるように、女性の視点、弱者の視点を見逃さずにマニュアルを作っていくこと、非常に大事なことと思っております。

現在、当町で平成28年度中にできればすべてのマニュアルを作りたいと、かなりハードな、かなり敷居の高いスケジュールを挙げております。

そのために、5月の9、10と2日使って、全職員の職員研修をしました。4、5回に分けてやるわけですが。そうして、地域担当職員をベースにして地域に入っていくような作戦と申しますかやり方を考えております。その上に女性のスタッフでプロジェクトというのは、今のところ情報防災課のマニュアルへの作成のプランとしては入ってございませんので、その点は私がお答えするよりも副町長あたりで少し補足をしていただいた方がいいかなと思っています。

議長（矢野昭三君）

宮地さん。

9番（宮地葉子君）

最後ちょっと聞き取れなかったんですけど、私が補足するよりもどうしてございって言ったんですかね。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

そしたら、自分の方からお答えを致します。

地域担当制の研修会の方は実際終わっております。女性の中でプロジェクトを組むというふうなお話でございましたけども。そこでもですね、女性、男性というわけではなく、今から地域担当制の職員が男女含めまして入っていきますので、その中で避難所マニュアルを作る際にですね、役割分担。そのときに、男女複数の役割を一緒にするとかですね、そういう内容を地域担当制の職員が持ち込んで話していくと。そういうふうな状況をつくれればというふうに思いますんで、プロジェクトチームというよりか地域担当制の職員の中に、もしすり込みができればですね、そういうことを活用していきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

大変、副町長に失礼しました。ちょっと聞こえなかったもので、申し訳ありません。

地域担当制の中で、そういうことを組み込んでいってくれるということです。

そういう視点はですね、なかなか女性に、もちろん男性も女性も一緒ですけど、全体に少ないんです。自主防災組織の中で、私、浜の宮部落でも、やっぱり女性は私1人です。役割分担でいきますので、私は婦人会の炊き出し班という所で自主防災組織に入ってるんですけど。女性は炊き出し、後片付け、掃除。そういうところに全体の意識があるのが普通ですので、そうじゃなくて民主的に運営するよにということをお勉強会で、まずは町の方で勉強会なりプロジェクトを組んでできませんかと言うたことでしたが、今、副町長がそういうところも入れていきたいということでしたので、ぜひ頭に入れてやっていただきたいと思います。

この質問はこれで終わります。

2番目に移ります。健康づくりについてです。

健康は一日にして成らず。毎日の積み重ね、心掛けが基本です。常に言われてきたことですが、病気予防には種々の健診が欠かせません。健診を受けると病気は早期に発見され、早期治療を行えば治るのも早く、大事に至らずに済みます。重症化を防ぐことができますと、医療費抑制効果があります。検診でがんが分かり、初期のうちに手術をして、現在元気で暮らしている人は私たちの周りにたくさんいます。

また特定健診では、例えばですけど血圧の高い人はすぐに分かりますから、早めの薬の対応で高血圧によるさまざまな病気のリスクが減少します。健診は、自覚症状がなくて知らぬ間に体に忍び寄っている病気を見つけてくれる、私は魔法のつえのようなもんだなと思っております。

昨年も健康について質問しましたが、町でも特定健診、種々のがん検診に力を入れて取り組んでおります。その実績をお聞きます。

また、昨年と比較して検診率はどうだったでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の一般質問の健康づくりについてのご質問の1番、特定健診、がん検診の受診率の状況について、通告書に基づきお答えします。

ご質問の受診率の状況につきましては、住民の皆さまが少しでも受診しやすい環境を提供しようと、平成26年度から特定健診とがん検診を一緒に行うセット化健診の取り組みを大方地域でも進めており、受診される皆さまの利便性の向上も図っているところでございます。

この結果、特定健診の受診率で、平成23年度38.0パーセント、平成24年度38.3パーセント、平成25年度36.5パーセントで推移をしていたところですが、セット化健診の取り組みを始めた平成26年度には、初めての40パーセント台となる40.9パーセントと、一定の成果を見ることができております。

また、昨年度の平成27年度は受診勧奨の取り組みを進めることによって、速報値ではありますが受診率が43.38パーセントと、2.4ポイント程度も上昇しております。

次に、がん検診の受診率についてお答えしますが、がん検診の場合、母数の把握が難しく、母数となる数値により受診率が変動することとなりますので、受診者数をお答えすることでご了承をいただきたいと思っております。また、平成27年度の数値につきましても速報値となり、若干誤差が生じることにつきましてもご理解をいただきたいと思っております。

まず、胃がん検診につきましては、平成26年度受診者数703名に対して、平成27年度640名。大腸がん検診では、平成26年度1,549名から、平成27年度には1,437名。また、肺がん検診につきましても、平成26年度は2,653名で、平成27年度には2,292名と、いずれのがん検診につきましても受診者数が減少している結果となっております。

先にも答弁させていただきましたとおり、各種がん検診と特定健診を一緒に受診していただくセット化健診の取り組みを行ったり、がん検診の申し込みを班回覧からはがきによる方法に変更して、プライバシーに配慮し申し込みやすくしたり、住民の皆さまに少しでも受診しやすくなるよう取り組んでいるところではあります。このような結果であるため、受診の勧奨の取り組みなど、がん検診の受診率向上の取り組みを強化する必要があるものと痛感しております。

住民の皆さまがご健康で、安心して伸び伸び暮らしていただくことが最善であると考えておりますので、特定健診、がん検診の受診率アップの取り組みを強化していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

特定健診の受診率は、こうどんどん伸びてきてですね、昨年よりも増えておりますが、残念ながらがん検診

が減ったということで。

その原因ですね。先ほどもちらっと、特定健診が増えた要因も、セット化したとかいろいろありましたが、もしほかにですね、特定健診が増えた要因と、それからがん検診が減った要因、それなりに分かっているはずですね、分析していればお願いします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の再質問にお答えします。

まず、特定健診の受診率のアップの要因ですが。平成26年度につきましては、先ほども答弁しましたように、セット化健診の取り組みを進めたこと、および未受診者に対して、保健師、係の方から電話による受診勧奨を行ったことによるものと考えております。

また、平成27年度につきましては、国の助成を活用して、国保保健指導事業を導入し、過去2年間にわたる特定健診未受診者に対する対策を強化したことが受診率アップにつながったものと考えております。

次に、がん検診の受診者の減少について、要因をお答えしたいと思います。がん検診の対象者につきましては、近年の少子高齢化の進展の中で、黒潮町につきましても人口の減少とともに高齢化が進展しております。このため、当然、がん検診の受診対象者も高齢化が進んでおり、寝たきりや足腰が弱くなったりして移動することが困難になるなど、高齢化を理由として受診されない方や、また、ご高齢の皆さまは日ごろから医療機関を受診する機会も多く、その際に病院で健診などを行っている方もおられることなどが、受診希望者の減少の主な理由となると考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

特定健診をほんと頑張ってると思います。受けてなければ封書を出すとか、電話によるとか、そういうこともやられてまして上がってるという点では、ほんとにまたご苦労ですが頑張っていたきたいと思います。

がん検診ですけどね、確かに人口も減ってますし高齢化も進んでますが。一つ、今までは回覧で回ってたのが、はがきになったというふうに、課長ありましたけど。あれ、出すのを忘れるとか、面倒くさいとか、それからそれになったことがよく分かってないとか、もしかしたらそれもあるかもしれないと、私なりに思ってるんです。ですから、はがきも付けるけども、その回覧で自分が入れてもかまんと思う人ですよ。個人情報であれしてやめてるわけですから。まあ、両方やるのは面倒くさいですかね。

その回覧が回ってくると意外と、今までが回覧でずっとやってましたので、今年は来んね来んね、いうて言いよう人おったんですよ。はがき出すがやって、もうとっくに締め切りは終わっちゃうとかって。そういうこともなきにしもあらずかなと、私なりに思うんですが。

そういう方法取れないもんですかね。回覧も回すということは無理ですかね。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の再質問にお答えします。

班回覧からはがきによる申し込みに変更する際に、区長会でこの議題について意見をいただいた経過があります。区長の中でもご意見もさまざまでしたが、まあ大半が、はがきによる方法の方が好ましいのではないかっていうこともありまして。また、区長のお手数とかお手間を取らせるということもありますので、ちょっと現在のところ、両面でということはお考えしておりません。

また、申込者の中で分かっていないのではないかっていうご質問もあったと思いますが、もう少し周知の方も徹底して、皆さんにご理解いただくように努めていきたいというふうに思います。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

1 回、2 回忘れますと、ああ、はがきが変わったがやねいうことで、これからどんどん周知されてくるとは思います。分かりました。今、急にね、回覧板回してくださいというわけにはいかないと思いますが。

1 問目はこれで終わります。

2 番目に移ります。たばこの害についてです。

町が発行する広報がありますけど、そこに健康知恵袋というコーナーがありまして、今月はたばこの害について載っています。たばこで歯が抜けるって本当とか、たばこがかかわる症状、病気の小見出しには、さまざまな病気が列挙されています。たばこが健康に及ぼす害は、近年では知らない人はいないと言えるぐらい常識になっています。しかし現実には、分かっている禁煙にまでたどり着かないという人がまだまだいます。

病予防では、健診を受けることと禁煙への取り組みは、どちらも欠かせない重要なものですが、町としてたばこの害について、この広報での啓発のほかにも何か対策は取っているのでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の一般質問の健康づくりについての 2 番目のご質問の、禁煙対策についての町の対策についてお答えします。

黒潮町では、禁煙や受動喫煙を防止するために、特定健診の問診の際に喫煙者に対して禁煙指導を行い、パンフレットを配布するとともに内容も説明し、受動喫煙の防止にも啓発しております。

2 つ目の取り組みとして、乳幼児健診の事後指導のときに全保護者に対してパンフレットを配布して、受動喫煙の害の周知も行っております。

また、母子手帳交付時に行う妊婦アンケートにおいて、喫煙者の母親から、出生時は低体重児の出生のリスクが高いことが分かっているため、喫煙者のお母さんに対し保健師による相談、指導も行っております。

また併せまして、広報くろしおの健康知恵袋でも、歯周病とたばこについての記事を掲載を行い、住民に対しての周知も行っているところです。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

すいません、申告書の書き方が悪くてそのようなことを書いておりませんで、これ見ますとね。大変失礼しました。でも、健康福祉課長は分かっている、もうきちっとお答えしていただきましてありがとうございます。

それではですね、幡多地域についてですね、実際、じゃあ喫煙してるのはどうなのかなという具体的な問題で質問していきます。

皆さんの所にも今日、資料お配りしておりますけども、先日ですね、健康づくり婦人会の総会が四万十市でありまして、郡の総会ですね。ありまして、たばこの害についてのお話を伺ってきました。そのとき頂いたチラシを配布してるんですが、それは幡多地域すべての保育所、幼稚園にご協力をいただいてアンケートを取って、それを全部の保育所、幼稚園の保護者の方に配布したそうです。

そこでは、幡多地域の皆さんは喫煙に関して大変寛容ですと。おおらかですというような言葉から始まりまして、そのチラシにあります、幡多のお父さんは全国の30歳代のお父さんよりも、男性よりもたくさんの方がたばこを吸っています。全国の30歳代の男性の喫煙率は36.6パーセントですが、幡多のお父さんは46.2パーセントで、10パーセント近くも高い喫煙率です。これはですね、昭和の終わりごろ、今から30年近く前の状況だそうです。それだけ幡多地域の方は、たばこを吸うことに対しては寛容、心が広い。言葉を変えて言いますと、全国的な水準よりも遅れているというのが実態です。

幡多地域の30歳代の保護者が全国平均より喫煙率が高いと、今、紹介しましたが、保育園児等の保護者全体の喫煙世帯は、幡多地域全体では48.9パーセントです。しかしですね、肝心の黒潮町では、幡多では48.9パーセント、全体ではね。ですが、黒潮町では55.1パーセントと、高い喫煙率になっております。幡多が全国平均よりもかなり高いんですが、黒潮町はその中でもまた高いということが数字で示されております。

このようにですね、幡多の保健所管内で出してるような実態の数字を示した内容も、町民にはお知らせしてるとは思うんですが、何かこれからはですね、禁煙に関しての取り組みを工夫しなくてはいけないんじゃないかなと、話を聞いてて思いました。

それで、健康に関する講演を聞きますと必ず出てくるのが、喫煙がいかに健康に害を及ぼすかという話です。喫煙が病気を起こす大きな要因であると。また、喫煙者はたばこを吸わない人と比べますと、はるかにがんなどの病気にかかる確率が高いなどなど、具体的な事例やデータで明らかにされます。そういう講演をたくさん聞いてきましたが、前にも言ったと思いますが、私はこのようなですね、たばこの害について話を聞くたびに、これは男性にこそ聞いてほしい内容だなと、いつも思います。

喫煙をする人は圧倒的に男性が多いわけですし、男性はたばこを吸ってなくても、喫煙している場に、そういう所に接する機会が女性よりも多いのではないのでしょうか。そのような実態に即した取り組みが求められると思います。

例えば、それを町民大学などでお医者さんをお招きして講演をしてもらおうとか、男性の参加が求める催しにたばこの害についての内容を企画する。そういう案はありませんか。

少し、通告書に全体を書いてませんけど、そういう町民大学などでそういうような企画はないものでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の再質問にお答えします。

今現在、健康福祉課では、認知症の取り組みであったり、それに関する講演会であったり、いろいろな講演会等も計画しております。

その中で、若干検討もしていきたいというふうに考えます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

大変すいません。

そういう講演の中でですね、特に男性が参加できるような所でやってほしいと。

町民大学と言ったのは、町民大学にはいろいろ、高齢者だけじゃなくていんな方が見えるので、ぜひそういうことを計画できちゃ、していただきたいということで終わります。

それは答弁は構いません。

そしてたばこはですね、吸ってる本人だけの問題ではなくて、受動喫煙の害も非常に深刻な問題です。たばこの煙には喫煙者が直接吸っています主流煙と、たばこから立ち上がる煙の副流煙の2種類があって、この副流煙というのが主流煙よりも有害物質の含有率が高か多いということではですね、たばこを吸うことは喫煙者本人だけじゃなくって、周りの人の健康への害を及ぼしてると。そういう影響が大きいということです。

たばこを吸わない人がたばこを吸ってる人の煙を吸う受動喫煙の害や危険性についても禁煙とセットで考えなくてはいけないし、対策も今後取っていく必要があると思います。特に子どもたちへの影響。子どもたちを受動喫煙から守ることが急務ではないかと思えます。

昨年に続いて、黒潮町での保育所、小中学校の敷地内禁煙についてお伺いします。

昨年ですね、この質問をしましたら、小中学校の敷地内での全面禁煙を、私、求めた質問をしましたら、教育長の答弁はですね、学校も広い敷地内なので受動喫煙のない場所を指定して、そこを喫煙場所にする方向でいくと。そういうような内容の答弁でした。でも受動喫煙というのは、遠くで吸っていても、においがすればその害があるそうです。

建物内は全面禁煙でしたが、敷地内は広い敷地だから問題はないと、今でもその認識に変わりはないでしょうか。

また、現状についてもお伺いします。

議長（矢野昭三君）

教育次長。

教育次長（畦地和也君）

それでは宮地議員の、保育所、学校における受動喫煙対策、現状についてまずお答えをさせていただきたいと思えます。

現在、町内に保育所が4園と、小学校が8校、中学校が2校ございます。これらの保育所、学校におきまして、園舎、校舎内での喫煙は認めてるところでは当然ございませんけれども、小中学校におきましては、ほとんどの学校で敷地内については喫煙を認めてると。状況に変わりはありません。

なお、小中学校10校のうち、喫煙者は1人もいない学校は4校、現在あります。

保育所につきましては、すべての保育所において勤務中に喫煙をする職員はいないということと、それから、送迎等で保育所においでいただける送り迎えの保護者等も含めて、敷地内、送り迎えの際に喫煙する方は基本的にいらないというふうにお聞きをしております。

それから、敷地内で喫煙を認めている学校におきまして、建物から離れた場所での喫煙ということになりまして、町内の保育所、学校における受動喫煙というのはほぼ発生してないと、我々は認識をしております。

私の方からは以上でございます。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは私の方から、学校敷地内禁煙についての考え方についてお答えを致します。

今、町内の学校の現状をお答えを致しました。具体的にはですね、次長が答弁したとおり、校舎外の体育館の裏であったり、あるいはごみ置き場のそばの倉庫の横であったり、あるいは技術室の裏であったりと、相当子どもたちから離れた場所を指定して喫煙をしている状況でございます。

それから、学校自体非常に男先生が少ない状況でして、喫煙をされている方がいる学校でも非常に少ない状況でもあります。そういったことを考えたときにですね、学校敷地内ではほぼ受動喫煙は発生をしていないという認識でおります。

それから、今、敷地内禁煙を進める学校も増えておりますけれども、例えば敷地内禁煙をしたときにですね、敷地外に喫煙をする場所があるのかということにもなってまいります。私は、特に人目に触れるということ、それから子どもたちの目に触れるということも、あまり良くないというふうに思っております。敷地外にして、例えば学校の外のフェンスの横で吸うのかと。それでオーケーなのかということにもなります。より実効性のある対策が必要であろうというふうに思っておりますので、そういうことになると、敷地外についても禁煙にする必要があるのではないかとということにもなってまいります。

そういうことで、現在のところ敷地内禁煙ということはですね、考えておりません。今の対応で当面は進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

教育次長の答弁もほとんど昨年とおなじような内容で、教育長も認識に変わりはないということで、大変残念なんですけども。

敷地内で全面禁煙にすれば敷地外もすべきじゃないかと。まさにそのとおりだと思うんですね。今、受動喫煙の害というのはそこまで進んでるんだと思うんですが。

昨年ですね、健康福祉課長の答弁にも引用されましたけど、健康増進法 25 条というのがありまして、厚生労働省から受動喫煙防止対策についてという通達が出ています。多分ご存じだと思いますけども。

その 25 条には、多数の者が利用する公共的な空間については、原則として全面禁煙であるべきであると。一方で、全面禁煙が極めて困難な場合においては、当面、施設の対応や利用者のニーズに応じた適切な受動喫煙防止対策を進めることとする、とあります。

そして、また特に屋外であっても、子どもの利用が想定される公共的な空間では、受動喫煙防止のための配慮が必要であると。それ自体はですね、公共の施設は、その施設管理者にその努力義務があるんだということが、厚生労働省から出ております。

それで、先ほど次長の答弁では、まあ教育長もちょっと言われましたけど、喫煙してる人が非常に少ないと。ほとんど受動喫煙の害はないと思うと。そういうような答弁でしたが、これではいけないんだというのが厚生労働省の通達です。健康増進法ではないでしょうか。

先ほど、私が保健所管内からもらってきました資料ですけど、さっき言いましたけど、保育園、幼稚園の保護者からアンケート取りますと、黒潮町では 55 パーセントの男性がたばこを吸ってるんです。皆さんが全員が迎えに来るわけじゃありませんけども、そういう実態の中で、多分受動喫煙の害はないだろうと。そういうん

ではなくてですね、実際に全面禁煙の措置を取っていかなくちゃならない。それが、今の時代の言われてることです。

それで、ここで書いてあるのは、その全面禁煙を取らないと。全面禁煙が極めて困難な場合においては認めるということですが、極めて困難な場合、それが今、教育長の答弁のどこが当たります。極めて困難な場合に。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問に答弁を致します。

敷地内喫煙を認めないということになった場合、では、どこで吸うのかという、具体的にってきます。今も言いましたように、じゃあ学校の外でいいのかと。学校の外のどこで吸うのかということになってまいります。

では、学校の外ということになれば公共の場所ということになってきますので、敷地内禁煙イコール、私は敷地外禁煙もする必要があるというふうに思っています。今の学校の現状が、そこまでやる必要があるのかといった実態にそぐうのかというところを検討しているわけでございます。

学校の敷地内禁煙よりもですね、もっと取り組むべきは、家庭での受動喫煙の防止。そういったことを保護者の方に呼び掛けて、そういった対応を取っていく。より実効性のあるそういった対策を取っていくことが先決ではないかというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

これは確かに個人の責任でもありますので、家庭でそういうことを考えていかなくちゃならない。自分自身でやめなきゃいけない。そうなんです、公共の広場ではそういうことをさせないというのが施設管理者に求められてるわけですね。

じゃあちょっとですね、質問の方向を変えていきますけど。

では教育長ね、全国で学校の敷地内禁煙率の状況ですね。今、教育長は、今学校でそこまでする必要があるのかというふうに言われましたけども、全国での学校の敷地内禁煙率の状況はご存じですか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

全国での数値についてはですね、今、持ち合わせておりません。

ただ、県内の状況はそれぞれ把握ができております。それぞれ保健所管内の数値をちょっと示しますけれども。

例えば、安芸保健所管内が 44 パーセント、それから中央東保健所管内が 66 パーセント、これ小学校でございます。それから、高知市については 100 パーセント行っております。そして中央西福祉保健所が 38 パーセント、須崎福祉保健所が 41 パーセントでございます。幡多福祉保健所管内は非常に低くて、17 パーセントという状況です。高知県全体で 51 パーセントという状況になっております。これが小学校の状況です。

それから中学校につきましては、高知県全体で 48 パーセントという状況でございます。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

県内の率については言っていただきましたが、全国ではさらにそれ進んでまして、小学校が 85.8 パーセント、中学校が 79.0 パーセント。ここまですすね、学校内の敷地内の全面禁煙というのは進んでいます。

じゃあ学校の敷地内、それだけ取る必要がないんじゃないかというような教育長の答弁でしたけども、今、教育長が示してくれました県内の状況としまして、幡多保健所管内が最低です。先ほど教育長が言われましたけど。高知市なんかは全部禁煙してますので 100 パーセントですが、小学校、幡多保健所管内は 17.1 パーセント、中学校 4.8 パーセント。大変低いですよ。

こういう実情がありますので、今ですすね、全面禁煙に全国で進んでいってます。特に子どもの受動喫煙は問題なのでやめさせましょうと。もちろん家庭や個人の問題もありますが、こういう施設管理者は全面禁煙にすべきですよというのが厚生労働省の通達ですので、そういう方向に気持ちを切り替えないとですすね、ここで禁煙しても外で吸うんやからおんなじことじゃないかと。もっと考えてもらいたいってようなことじゃなくて、やはり、こういう子どもたちの使う施設は全面禁煙にするという方向を教育長自身が持っていたかかないと。受動喫煙はないだろうとか、そういう答弁では私、駄目だと思うんですが。

もう一度、その点をお願いします。何とか全面禁煙にする方向で持っていただけませんか。

議長（矢野昭三君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

再質問にお答えを致します。

敷地内の全面禁煙、これはですすね、まあ、やればそれは可能でございます。

ただ、敷地外禁煙を認めた場合ですすね、これはあまり実効性がないものになってしまいます。やるのであれば敷地内外の全面禁煙ということになるわけですので、そのあたり、敷地内禁煙を行っているほかの学校の実態、そういったものもちょっと調べてみながら、今後検討していきたいというふうに思います。

やるのであれば内外やる必要があると、自分は思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

ちょっと時間がありませんのでね、詰め切れませんが。

内外の問題じゃなくてですよ、敷地を管理してるのはこの管理者ですから、敷地内はせめて全面禁煙にしないというのが通達です。方向ですよ。ほんで、全国的にはもうそういう方向に進んで、全国では 80 何パーセントいってるといのに、幡多保健所管内では小学校に言ったら 17 パーセントぐらいしか進んでないという事態がありますから、認識を変えないとですすね。内外の問題でとらえないで、児童の受動喫煙をどう防止するか。施設管理者としてはどう責任を果たすかというところで、再度考えていただきたいとします。

今日は時間がないのでそれで終わりますが、次に移りますが。

それで新庁舎での喫煙室について伺います。

健康増進法、先ほども言いましたけども、多数の者が利用する公共的な空間については原則として全面禁煙

であるべきであると。公共の施設管理者には、受動喫煙を防止する努力義務が課せられています。設計の段階では、私なりに反対意見を述べてきましたけども、新庁舎の3階に喫煙室が造られることになりました。

最初に伺いますが、高知県内34市町村があるんですが、本庁舎で建物内を禁煙にしている市町村はどれだけあるか、ご存じでしょうか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

お答えを致します。

高知県内のその数値については、現在、資料を手元に持ってございません。申し訳ありませんが、持ってございません。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

高知県では37市町村あるうちにですね、27はもう建物内禁煙にしております。約80パーセントを占めてます。残りの7市町村、南国市、香南市、高知市、土佐市、中土佐町、宿毛市、四万十市という所がですね、建物内に喫煙室を設けています。まあ、ここに黒潮町が入るんですけども。

ここまで設計が進んだ段階では喫煙室をつぶしなさいということは無理ですが、新庁舎でも外には喫煙所を用意すると聞いておりますので、受動喫煙防止を考えるならですね、今後は庁舎内に造られる喫煙室は使用しない、させない方向が大切ではないかなと思います。

最初が肝心なんですが、そういう方向で進める考えはありませんか。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

失礼します。お答えを致します。

先ほどもありましたように、規則的に原則ということにもなっております。会合等、3階にも幾つかの会議室というふうになってございます。その会合によってですね、ある程度喫煙を認める会合もあろうかとも思います。その中で別室を造ってですね、分煙という方法を探らせていただきたいというふうに思っています。室を造ってですね、使わないということにはなかなかならないのかなというふうに思っています。

分煙を行う際には、喫煙場所を周知をしてですね、その会のときにはここで喫煙を行うというふうな周知を取って、分煙という方向で採りたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

その室をですね、喫煙室をもう喫煙室として使わないようにというのが、私が言ったことなんですけども。

まあ、喫煙をする会議があるからと。喫煙してる方がいるので、3階からわざわざ下りて下の喫煙室まで吸いに行かすのはかわいそうだ、行くのは大変だという気持ちがですね、まだまだまん延しているという実態なんです、これね。だから分煙というふうに言われましたけども。

公共の施設ではそれをやっちゃいけないと。全面禁煙が、もうすべきであるということなんです。だいぶ

前はですね、飛行機で禁煙にする。あんな長い時間禁煙されたら大変やということで、考えられないことでした。でも、今はどうですか。もう飛行機、禁煙ですよ。そして、降りたらもう皆さん、喫煙室に駆け込めると。そういうような実態ですけれども。公共の建物は、大変でも3階から下まで下りていくと。そういう、世の中の流れがそういうふうになってるといふうちに、先ほど学校の敷地内もそうですけれども。考え方をもう切り替えていかないと、受動喫煙の防止、たばこの害というのはほんとに健康に害を及ぼしますので。一方で、医療費の、上がるから大変だ、抑えなきゃいけないと言いながら、喫煙を認めていくと。そういう状況ではいけないと思うんです。全体的な方向として、まずは公共の建物は、建物内ではたばこは吸えない。学校や保育所などでは敷地内でも吸えない。そういう方向をつくっていく。全国ではそういう流れになっています。

時間がありませんので、次いきます。この点でぜひまた検討していただきたいと思います。

健康づくりの3点目に急いで入りますが。

県は、県民の誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられることのできる、日本一の健康長寿県構想第3期のパンフレットを作成しています。これに基づいて、町としての今後の取り組みはどうなりますでしょうか。

パンフレットの中にですね、2点だけ、その中からお願いします。

県の新しい取り組みとしまして、高知家健康パスポート事業というのが紹介されております。この取り組みはどのようなものでしょうか。

また、あったかふれあいのコーナーもありまして、その取り組みの中で認知症についても書かれてありましたが、この点についてもありましたらお願いします。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

それでは宮地議員の一般質問の健康づくりにつきまして、3番目の日本一の健康長寿県構想に関する町の取り組みとしまして、高知家健康パスポート事業の取り組みと認知症に関する取り組みについて、ピックアップしてお答えします。

ご質問の高知家健康パスポート事業とは、健康パスポート事業を通じて、運動の継続や健康な食事など、生活習慣の改善、健診の受診や積極的な社会参加を推進し、県民の健康寿命の延伸を目指す事業で、特定健診やがん検診などの受診をしたり、市町村で開催される健康まつりやウォーキング大会に参加したり、献血への協力やスポーツ施設の利用などをすることによってポイントがもらえ、3ポイントをためて申請をすることで健康パスポートを取得するものとなります。

健康パスポートでポイントをためることで健康的な商品が当たる抽選会や、市町村等で実施する、健康パスポートを活用した事業に参加することで特典がもらえ、また、県内の協力店で健康パスポートを提示するだけで割り引きなどをもらえる特典など、大変お得なものであると、パンフレットには書かれております。

この高知家健康パスポート事業につきましては、第3期構想で新たな事業として計画されているもので、9月スタートとのことで、現在のところまだ不明な点も多い事業です。

健康パスポート事業につきましては以上です。

続きまして、認知症の取り組みにつきまして答弁させていただきます。

まず、あったかふれあいセンターでこれまでの認知症の取り組み状況についてお答えをします。

あったかふれあいセンターよりあいと北郷を運営していただいておりますNPO法人しいのみでは、昨年度から、あったかふれあいセンターの事業の中で認知症の取り組みを行っております。

平成 27 年度の実績は、10 回の開催で、認知症カフェであるなないろカフェを開催し、延べ 179 名の皆さまにご利用をいただいております。利用の皆さまにも喜んでいただいているとともに、あつたかふれあいセンターとしまして大変意義のある取り組みとなっていると考えております。

また、あつたかふれあいセンターこぶしでも、認知症カフェこぶしのはなを 2 月 14 日に開催しております、13 名の皆さまのご参加をいただいております。

このように各あつたかふれあいセンターで取り組み、数多くの皆さまに参加していただくことで、認知症を考え理解をしていただくとともに、認知症となっても地域で生活できるようにする取り組みとして大変有意義な取り組みで、あつたかふれあいセンターにおきまして今後とも取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

健康パスポートは 9 月からスタートということですので、こういうものを持ってまた健康に留意していくということは大変いいんじゃないかなと思います。

それから認知症の取り組みについてもありましたが、どんどん高齢化が進んで高齢者が増えてますので、認知症の問題っていうのは今後避けて通れない。その中でも、あつたかふれあいがそういうことも取り組んでくれているという点では私たちも安心だということですので、またよろしくお願ひしたいと思います。

最後にですね、町民の健康に関する取り組みとしまして、ビキニ被災者への取り組みについて伺います。

ご存じのように、60 年前、アメリカがビキニ環礁で行った核実験で、マグロを追いかけて近辺で漁をしていて放射能の被害に遭ってるわけです。その船は約 1,000 隻。そのうち、高知県の船が約 270 隻ありました。

あれから 60 年もたった今、その人たちに少し光が差してきました。詳細は省きますが、黒潮町でも被災者がおいでますので。また、既に亡くなった方も大勢います。昨年、高知県が主催した土佐清水市での健康相談会で、相談会の翌日ですが、独自で町内でも健康相談会を開いた経過があります。

今年は健康福祉課長がは大変ご尽力くださりまして、課長のお力添えで、黒潮町でも町が主催する健康相談会を開いてくれるとお聞きしましたが、どのような内容になりますでしょうか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

宮地議員の再質問にお答えします。

健康相談会の開催につきましては、平成 28 年度中に実施することとして高知県の担当課と調整を行ってまいりましたが、高知県主催による黒潮町での健康相談会の開催は難しいことから、黒潮町独自の事業として実施する方向で、現在、調整を行っております。

開催予定につきましては、講師のご都合もあり、高知県が別に開催する 7 月 17 日日曜日の次の日、7 月 18 日祝日を黒潮町での開催日として、現在、講師の調整や会場の手配など、準備を行っております。

開催できることとなりますと、該当される皆さまのご参加をお願いしたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

その周知の方法ですけれども、広報の中にチラシを入れるとか、そういうことはできませんか。

議長（矢野昭三君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

再質問にお答えします。

現在、講師との調整や高知県との調整、会場の手配で、今まい進しております、まだPRの方についてまだ打ち合わせができておりません。

告知端末の利用やチラシの配布など、検討していきたいと考えております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

ビキニ被災者っていうのはほんと60年間も闇に葬られていましたので、人数的に町民全体の人数からすると少ないように見えるかもしれませんが、大変重要な健康の問題です。課長がご尽力くださいまして、こういうことになりました。ほんとに感謝したいと思います。ぜひですね、そのときには私も力を、またできる範囲尽くしたいと思いますので、よろしくお願いします。

この健康についての質問は終わります。

3番目、ケーブルテレビ事業についての質問に移ります。情報基盤整備事業、住民にはケーブルテレビ事業の方が分かりやすいので、質問はこの事業名を使わせていただきます。

2年前の6月議会でも、この事業について質問をしました。平成20年、ケーブルテレビ事業を始めるに当たって行われた住民説明会で、この事業は事業費総額約16億円、国の補助金、合併特例債等々を活用して、町の持ち出しは約3億円でできる。平成23年度から営業になりますが黒字経営になると。そういう説明がありました。

私たちは、この事業を始める当初から、多くの住民とともに、子や孫に借金を残す事業だとして反対してきました。残念ながら議会では、住民の署名とともに提出した請願は賛成少数で否決されまして、事業の開始が決まってこんにちに至っています。

今年度も事業を開始するときに、住民に約束した黒字経営とはなっておらず、税金を入れて事業の赤字を補てんしています。しかも今年度の税金投入額は、昨年度より1,388万円も増えています。

最初に、その理由について伺います。宮川議員のときにも少々ありましたけども、再度伺います。

そして、今後も増える可能性があるかどうかについても、併せて答弁をお願いします。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の一般質問3番目の、ケーブルテレビについてのご質問にお答えしていきたいと思っております。

まず1点目、今年度の当初予算で、この事業は昨年度より1,388万円税金投入が増えている。その理由は何か。そして今後も増える可能性があるかというご質問にお答えしていきたいと思っております。

本年度の一般会計からの繰入金は、対前年度比1,388万7,000円の増となっております。

この主な原因は、議員おっしゃったケーブルテレビ事業、正式には情報通信基盤整備事業と行政の方で申しておりますけれど。その事業で活用した町債の償還額の増、そして通信サービス提供事業費の増、および、加入者の伸び悩みでございます。

そして、今後も増える可能性があるかというご質問でございますけれど、情報通信基盤整備事業に伴う町債の償還額は本年度がピークとなっておりますので、今後、起債事業の追加がない限り、償還金が原因で増えることはございません。

ただ、インターネット通信サービスの拡充や告知放送端末での AM ラジオ放送等、黒潮町光ネットワークサービスの充実を求める声も一方にはございますので、そのような要望に応えることになれば増える場合も考えられます。

また、黒潮町光ネットワークサービス事業を開始して 6 年目になりますけれど、システム機材の耐用年数により一部機材の交換も必要となってきますので、その経費が増える原因となることも考えられます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

今、増えた理由を 3 点ほど言われまして、2 点目に言った点をですね、もう少し詳しく言っていたきたいんですが。

どのように言ったか、お願いします。

（松本課長より「増えた原因ですか」との発言あり）

ええ、増えた原因の 2 点目。

（松本課長より「増えた原因」との発言あり）

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。

1,388 万 7,000 円増となった原因はですね、まず、起債の償還額の増、そして通信サービス提供事業の増。これはトランジットの問題と言いますけど、速度が遅くなってきたというふうなことにに対して対応してきた。いわゆる利用者のインターネットの利用の仕方が変わってきたということに対する対応の分が増えてきた。そして、何よりも加入者の伸び悩みというふうなことが原因でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

インターネットの速度が遅くなったと。それに対応するために、まあ通信サービスを向上させたといいますか、変えていったといいますか、そういうことも増えた原因の一つにあるということですね。

償還金というのは、もう前々から決まっていますからね。大体ね、分かっていますけど。

これですね、インターネットはこれからもどんどんバージョンアップをしてくると思うんで、今後もとどまるところを知らないと思います。で、私たちの予想をはるかに上回る機能アップが考えられますが。どんどんそれが進んで機能を上げていきますと、利用者の満足度を上げるためにですね、それには経費が掛かりますよね。それに合わせて経費を掛けていきますと、インターネットの利用料金も上げていくのが妥当な営業方法ではないかなと思います。

インターネットの利用料金を値上げしたらどうですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

料金の見直しも一つの方法かもしれないんですけど、その前に今考えてる対応策としては、まず、上位プロバイダーとの契約の見直しを考えております。経費を増やさずにサービスを充実させることです。

それをするには、こちらが契約に関する仕様書を作っていった、仕様書によって有利な相手を探していくという作業が必要でございまして、その仕様書の作成がほぼ終了しました。

そして、今月中にはプロポーザルという方式で、その黒潮町が構えた仕様書に対応できる業者の競争のプレゼンテーションの会を開いて、そして来年度はサービスを下げず、あるいは拡充しながら、現在の経費を増やさないという方法を、まずはやるようなことを考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

昨年からの税金投入、増えた額は1,388万あったと。その中の3点の中に、そのインターネットの機能が上がったから、それも一つの原因だということでお聞きしてるわけですよ。

インターネットっていうのは、先ほども言いましたけど、どんどんどんどん機能が上がっていく、これからの。今回ののは、インターネットを接続してる方がもう動画が遅くなって、私は動画見ませんから分かりませんが、遅くなって大変だということで、何とか機能アップしてくれという声があったんだと思いますが、それに対応するための金額があったと思うんですよ。

それは、じゃあ幾らぐらいだったんですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしたいと思います。

平成28年度の予算で240万円の増となっております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

それで、先ほどの説明ではですね、まあ上位プロバイダーを変えてやるということですが。

この240万円があったら、もうこれ以上の、このインターネットのバージョンアップをするために税金を使わないということですか。私はそれがあったらですね、インターネットの利用料金を値上げする必要もないと思うんですが、それはどうですかね。

インターネットの方がどんどん進んでいきますが、今回、240万円も追加してやってるわけですよ。こんなのは最初からやったら想定外だと思うんですけども。こういうふうに次から次へと何かが出てくると大変ですね、住民負担がですね。それはどうですか。どういうふうになりますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思えます。

当然、議員が危惧（きぐ）してるような買うこと、十分理解しているつもりでございまして。負担を増やさずにサービスを上げる方法。これを今考えておるわけでした、その仕方が仕様書の変更によって卸業者の変更いか、こちらが卸業者を選択するいう作業でございまして。

現在のところ、複数業者が当黒潮町の提案する仕様書に参画する通知をいただいておりますので、当然、町の方は経費をそう上げずに、そしてサービスは、今後のインターネットの発展に伴っても通用するような運営仕様を持っていますので、そういうふうなところで対応していく。

ただ、今後さらにネットの環境というもの、流動的な部分もございまして、そうする部分については事業の運営形態そのものを検討していく方法、IRU という方法もあるんですけど、そういうことも踏まえて検討していくいうことを考えております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

絶対これから上げないということではない、まあ運営形態も考えていくということではがですね、延々と、まあ税金で賄うんじゃないというわけでもなかったですね。

まあ、後でまた質問します。

2 の質問の方に移りますが。

事業開始からこれまで投入した事業の不足分を補う税金の合計額は一体幾らになりますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員の、ケーブルテレビについての 2 番目のご質問、事業開始からこれまでに投入した事業の不足分を補う税金の合計額はというご質問にお答えしたいと思います。

事業の不足分ということですので、事業が開始された平成 23 年度から平成 27 年度までの一般会計から黒潮町情報センター事業特別会計への繰入金への合計でお答えをしたいと思います。

平成 23 年度から平成 27 年度まで 5 年間の一般会計から、黒潮町情報センター事業特別会計への繰入金の合計は、約 4 億 1,000 万円でございます。

少し補足を加えさせていただきますと、情報通信基盤整備事業等は過疎債、辺地債、合併特例債等、いわゆる優良起債を活用していることから、平成 23 年度から平成 27 年度の合計で約 1 億 6,600 万円が国から交付税として措置されています。

従いまして、これら繰入金から交付税措置を引きますと約 2 億 4,400 万円となりますので、5 年で割りますと単年度では 4,900 万円というふうな数字になってきます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

単年度でいきますと 4,900 万、約 5,000 万をずっと繰り入れてきたということですね。

このことはですね、最初住民への約束をしたことと違った内容ですよね。当初の説明と現実が違ってます。最初から、そういう事業に繰り入れをするということではなくてですね、黒字経営になるというのが住民との約

束だったんですが、その理由とか原因は一体何だったのか、町民に納得のいく説明があつてしかるべきです。

当初ですね、まあある程度の税金投入はあり得ると思つたのかですね、つまり赤字経営も、なつてもしょうがないかなというふうにして始めたものなのか、どこかでボタンのかけ違いがあつたのか。何か理由、原因があつて、こんにちの結果があると思ひますが。

執行部としては、平成23年度から黒字経営になると言つて始めた事業が、いまだそうなつていない。その原因は何だというふうに分折しておひますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答へしたいと思ひます。

まずはこの事業の内容として、当然、公共的施設と利用者が負担するべき事業で二面性があるということは、先ほど、宮川議員のときも申しましたけれど。

全体的な収支の計画どおりいつてない大きな原因は、加入者が計画どおり増えてないというところにあるかと思ひます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

原因はですね、いつもいつも加入率が上がらないからだという答へが返つてきます。

しかしですね、当初の計画を変更して、途中からですよ、加入する料金も、そのための工事引き込み料も無料にして、加入を増やしてるわけですよ。それだけ税金を使つてますよね。至れり尽くせりのサービスをしてますが。

ここまでしているのに、なぜですね、加入者が増えないんですか。その原因は何だと思つて分折してます。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答へしたいと思ひます。

加入者が増えない原因の大きなところは、やはり旧佐賀地区と旧大方地区で加入率がすごく違うわけですよ。旧大方地域の方が電波状況が、いわゆるケーブルテレビでなくても見える状況があります。そういうところで、当初計画したとおりの伸びが至つてないというところが大きな原因でございます。

それから、減免対象者も当然おいでますので、そういうふうな措置のために、この特別会計の方が増えてるということも若干はございます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

確かに減免対象者はいますよ。でもね、大方と佐賀が違うと言われましたが、こんなこと最初から分かつてることですよ。

テレビがですね、アナログからデジタルに変わる時です。そのときにケーブルテレビ事業が浮上りました

よね。そのときですね、総務省からもらった資料では、黒潮町でテレビは8割の地域で映るとありました。当然、その資料は行政にも届いてると思いますが。

黒潮町は電波状況が比較的良好な町です。だから加入率が上がりませんよと、大変ですよということで、子や孫に借金を残す羽目になりますよと言って私たちは反対したんですけども。

その上にですね、テレビが映るという状況は最初から分かってた。そういう状況がある中で、その上にですね、長引く不況、それから雇用条件は回復しない、人口がどんどん減ってる。そういう状況は今後も続いていきますよね。

客観的な状況を見ると、今4割台の加入者ですけども、これで妥当な線じゃないですか。4割台で。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

これまでの統計上はですね、テレビもインターネットも年間50件、50契約以上ぐらい増えてきてますので、これは確実に毎年増えてきております。

さらに今年、区域外放送。これも6年ぶりの、6年かけた交渉の結果、実現しました。

そういうふうな状況を踏まえるとですね、当初目標にしましたインターネット30パーセント、テレビ加入50パーセントという加入率の目標についてはですね、今後も達成に向けて頑張っていきたいと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

目標に向けて、達成に向けて頑張るといのは分かります。だから加入金も無料にしてですね、工事費も無料にしてやってるわけですよ。だけど増えない。それは、そういう客観的条件があるんじゃないですかというのが、私の今言ったことなんですが。テレビ50パーセント、インターネット30パーセントというのは、あくまで目標ではないかと思うんですね。

今回さらに、今も言われましたけど朝日放送が映るようになりました。その費用に見合う加入率アップが見込めるのかどうか。朝日放送を取り入れたことで、何パーセントの加入率増加、また費用対効果がどうなのか。

そういうことはどうですか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしたいと思います。ちょうど午前中の宮川議員のご質問に対して適切な答弁ができてなかった部分についても、この機会にお答えしていきたいと思います。

まず、区域外の愛媛朝日テレビが放送されるに至って必要とした経費。これは四万十町と黒潮町の光ケーブルを接続する経費として、平成27年度に604万8,000円の事業をやりました。そして、今後、経費としては接続するまでの状態をつくる経費としてはそれだけです。

それから、これから要る経費として必要なのが、いわゆる四万十町の施設を使わせてもらう使用料、これは月1万5,000円でございます。年間18万円。これ以外は、特に雷が落ちたとか故障がない限りは、経費というのは発生しません。

そういう状況の中で、やはり東京をキー局とする民放が1局増えるということは、住民にとっては非常に関

心が高く、これから自分たちも加入キャンペーンをすることで目標としている加入率の達成に迫っていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

先ほどの宮川議員のときの答弁が、27 年度のテレビの加入者は 43.2 パーセントですよね。インターネット 24.6 パーセント。まあ、また上がってるかもしれませんが、それを 50 パーセントにすると。テレビはね、目標は。そしてインターネットを 30 パーセントにするということですが。朝日放送、インターネットと関係ありませんけども。では、朝日放送を取り入れたことで、約 7 パーセント加入率が上がると。アップが見込めるといふふうに考えられてるのか。

これから、それは 604 万というお金が掛かってます。まあランニングコストの 1 万 5,000 円は仕方がないとしても、それだけの最初に設備投資といいますかお金をつぎ込んでますが、それらはですね、その掛かった費用に対するだけの加入率アップが望めるんでしょうか。

そのへんはどのように考えてますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

それでは宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思えます。

番組が 1 波増えたのは、加入として大きなツール、道具としては考えておりますけれど、それですべてとは考えてなくて、自主放送の充実、そういうのも加入促進のこれからの作戦であるし。

それからインターネットにつきましては、契約の更新に対してさらにサービスになるというふうなことを複数工夫していく作業によって、目標としてる加入率を達成していきたいと思っております。

ちなみに、現在のところ平均して、テレビでは年に 52 契約、それからインターネットでは年に平均 59 契約、毎年増えてます。これからもそういうふうな増加、地道に取り組んで、目標達成にいききたいと思っております。

ただ、最大に危惧（きぐ）しているのは、町全体の人口減も進んでますので、そのことも確かに危惧（きぐ）する大きな原因ではあろうかと思えます。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9 番（宮地葉子君）

私たちが反対したときもですね、人口は減ってますよと。どんどんこれからも減る傾向にありますよ。だけど、今はこの、ずっと 1 軒だけ離れてても設備をしなきゃならない。そういう方がいずれいなくなっても大変ですよ。そういうことも反対の理由だったんですが。今になってですね、人口も減ってるから加入者がそんなに増えないとは言いませんけど、それも増えない原因の一つだなんて言われてもですね、だから言ったじゃないですかと、こう言いたくなるんですが。まあ、それは置いといてですね。

私もう一つ詳しく聞きたかったのは、朝日放送を 604 万掛けて設備しました。住民サービスとしては大変それはいいことでしょう。で、テレビを見てる方、ケーブルテレビを見てる方にとってはありがたいことですが、町民全体のことを考えていきましたら費用対効果としてはどうでしょうか。

それをお聞きしています。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員の再質問にお答えしていきたいと思います。

今回、604万使って愛媛朝日放送を実現したことの費用対効果の件ですね。これは加入率が、加入者があってそれによって増えれば、十分費用対効果を達成する経費ではないかと思っております。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

時間がありませんから。

加入者が増えればそうです。費用対効果がいくけど、朝日放送を1局増やしてそれだけ増えますかっていうことを聞いているんですけど、なかなかね、やってみなきゃ分からないということもありますよね。それはもう置きます。

3点目に入りますが。

この事業は、繰り返しになることもありますけど、出発から赤字経営で、税金負担を将来の住民に残す危惧（きぐ）を持った滑り出しでした。今になって、その私たちが心配したことが多く当たっていると。そういうふうにほとんど当たっているとと言えます。いや、それ以上にですね、赤字を出しています。さらに税金投入を増やしています。

例えば、先ほどから何回も言っていますが、加入のための費用を税金で賄うとか、加入を促すために人を雇うとか、今の朝日放送の追加、さらに今回のインターネットのバージョンアップのための費用の増加等々ですが。

今後も、インターネット、スマホなんかは想像もつかないスピードで機能アップをしていくと考えられますが、その機能に合わせてそれに伴う経費を今後も延々と税金で賄ますか。それ先ほどちょっと聞きましたが。それとも、今回で機能アップに伴う税金投入は打ち切りますか。

議長（矢野昭三君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、宮地議員のご質問にお答えしていきたいと思います。

町における情報通信基盤環境はですね、これはそのほかのインフラ計画とほぼ同じだと考えております。従いまして、これから確かに情報通信基盤、ICT技術は進むでしょう。

だから、それによって税金投入を増やすか増やさないかという議論ではなくてですね、先ほど申しましたように、契約によって工夫できて、費用を増やさずにサービスを増やす方法、それから運営の仕方。そういうものもあらゆることもトータルに考えてですね、基本的には、町の住民にとって住みやすいまちづくりのために貢献するような事業としていきたいと思っております。

以上でございます。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

9番（宮地葉子君）

地方自治体は、住民の福祉向上に向けて努力するというのが本旨です。そして、最小の経費で最大の効果を挙げる。そのことを常に義務付けられています。果たして今のやり方が、地方自治体の本旨から考えて適切なのかどうか。このへんで立ち止まって、事業の検証と対策が必要ではないかと思います。まあ、事業形態も考えるというような話もありましたが。

私は以前からですね、このケーブルテレビ事業への対応は、赤字なんだから、さらなるバージョンアップをして町民へのサービス向上をすることは、果たして町民全体にとってはいいことなのか。町民全体にとっては、これ以上の経費を増やすことより、1円でも経費を減らす対策が必要ではないんですかと、そういう考えを主張してきました。今後は、これ以上のサービス内容を増やさないとだと思えます。住民負担をこれ以上増やさない。負担をいかに減らすか。何を減らすかということに頭をひねるべきではないかと思えます。

2年前でしたか、町長にこれを言いましたら町長の答弁はですね、いずれにしましても多額の繰入金金を要する事業になってございまして、今後の展開については慎重な検証をやっていくというのは、もうこれは間違いない話でございまして、そういう答弁をしてくれています。今後ですね、そういう事業の検証と対策というのが必要じゃないかと思えますが。

どうでしょうか副町長、事業の体系の見直しがありますが、そういう点でこの事業について。

議長（矢野昭三君）

副町長。

副町長（松田春喜君）

それでは宮地議員の、地方自治体の本旨から考えて進め方は適当かというようなことにつきまして、お答えをしたいと思います。

この情報基盤整備事業、町の総合振興計画に乗せてやってきた事業でございます。情報格差が言われるときにですね、光ネットワーク、この敷設を考えてやりました。

そして、先ほど出ました行政防災無線、佐賀地域はあり、大方はないという時期でありましたので、告知端末を敷設しながらやってきたところでございます。

この中で、2つの二面性があるというふうなことを課長からも申しておりましたが、一つにはですね、テレビ、ケーブルテレビ、そしてインターネットの加入率が進まなかったという問題。そして一つにはですね、光ネットワーク等の情報基盤の整備が整ってきたということで、自分は出身蜷川ですけども、蜷川の米原とかそういう所でもですね、移住をしてきてインターネットができる。そういう状況には今なってきたというふうに思っております。

そして防災面につきましては、緊急告知端末が全戸に付いたということになっております。

こういうことは切り離して考えてみますとですね、情報基盤の敷設、そして緊急告知ができたということはですね、一般会計の中で行っていく事業は普通の市町村であっても行ってきただろうというふうに考えてございます。

そういう意味も含めまして、今からの加入促進、そして繰り出しのことも含めまして、精査をしていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長（矢野昭三君）

宮地君。

残り2分です。

9番（宮地葉子君）

二面性があるっていうの、分かります。告知端末の件も分かります。

このケーブルテレビ事業を引いたときに、三原も大月も清水も、ケーブルテレビをやってないんですよね。告知端末はやってますけど。ブロードバンドゼロ地域の解消というのが国の方針でしたから。それに向けてやるときに。

少し延長できますか。

(議長から「いや、できませんよ。60分だから」との発言あり)

できませんか。

(議長から「はい」との発言あり)

(議場から何事か発言あり)

議長 (矢野昭三君)

いや、60分全部。

休憩します。

休 憩 15時 30分

再 開 15時 30分

議長 (矢野昭三君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

どうぞ。

9番 (宮地葉子君)

告知端末なんかはですね、よその自治体ではやってるんですけども、ケーブルテレビ事業には入らなかったんですよ。ケーブルテレビ事業をやると、今まで言ったように、黒潮町は電波の映りがいいし、人口減ってるし、大変なんだと。赤字になるんですよということで反対したんですけども。

そういう意味じゃなくて、今も赤字ですから事業を検証してですね、1円でもそういう住民負担は全体のことを考えたら減らすべきじゃないでしょうかっていうのが私の意見ですけど。

それをお願いします。

議長 (矢野昭三君)

副町長。

副町長 (松田春喜君)

お答えを致します。

当然ですね、歳入歳出、歳入の方が加入促進を図って、歳出につきましては、出の減を検討していくということになるかと思います。

その内容につきましてはいろいろな方向がありまして、人件費、そして、加入の先ほどありました委託契約の方の、速度が上がっても現状のままでの契約とか、そういうふうな歳出の削減も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

議長 (矢野昭三君)

宮地君。

9番 (宮地葉子君)

ぜひですね、住民のために、全体のために町は動くということではですね、この事業は後戻りできないわけですから、経費をどんどん、そのバージョンアップに向けて使っていくと。そういうことはやめてですね、今

後、検証していただきたいと思います。

質問を終わります。

議長（矢野昭三君）

これで宮地葉子君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 15時 32分